

14.4

519

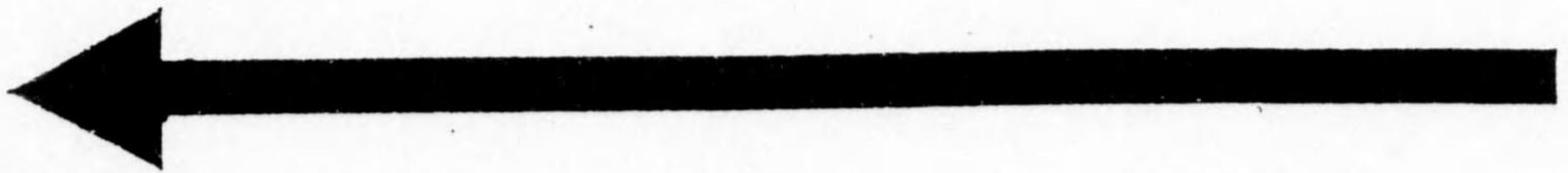
14. 4-519



1200501206974



始



昭和三年六月發刊

上水道統計及報告

(以印刷代謄寫)

第三十號

上水協議會

14.4-519

上水道統計及報告目次

以
行
所
寄
贈
本

一、上水協議會ノ沿革	一
一、上水協議會加盟年月表	一
一、上水協議會開催年月表	五
一、上水協議會規則	六
一、協定事項	一
●協定上水試験法	一
●協定統計様式	三九
●上水道職工工夫取締同盟規約其他	五一
一、上水協議會ノ機關	五四
一、昭和三年度上水協議會歳入出豫算	五五
一、同上加盟各所負擔額表	六二
一、自昭和三年度至昭和四年度制水算及排氣算調査費繼續年期及支出方法	七一
一、大正十五年度上水協議會歳入出決算報告	七三



一、水道統計

二

(一) 加盟各所水道經營機關	七九
(二) 職員並附屬員	
其一、職員	一一五
其二、附屬員	一三五
(三) 水道事務處理件數	一六五
(四) 給水區域內面積	一七五
(五) 給水普及率	一八五
(六) 給水狀況	
其一、栓數並戶口數	一九五
其二、給水栓並戶口增加率	二三五
(七) 給水區域內總戶口增加率	二八五
(八) 水量	
其一、最大、最少、平均	三二五
其二、各月配水量	三三五

三

其三、配水量增加率	三五五
其四、一月一栓當最多使用水量	三九五
(九) 淨水作業	四四五
(十) 給水並維持工事	四五三
(十一) 量水器	
其一、量水器取付數	四六三
其二、量水器種別	四八三
其三、量水器異狀並修繕費	五〇七
(十二) 供給勞力	五二七
(十三) 水料減免	五三六
一、報告	
一、會員異動	五四三

上水道統計及報告第十三號

上水協議會ノ沿革

上水協議會ハ改良水道ヲ有スル全國各所ノ當事者會同シ上水道ニ關スル諸種ノ事項ヲ研究シ且相互報告類ヲ交換スル目的ヲ以テ明治三十七年東京市ノ首唱ニ依リ成立シタルモノニシテ爾來毎年一回各所輪番ニ開催シ其ノ費用ハ全部主催地ニ於テ負擔スルヲ例トシタルモ本會ノ振興發展ヲ期スル爲從來ノ制度ヲ變更シテ本會ノ經費ハ之ヲ會員ノ負擔トシ且本會ニ於テ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録刊行シ會員ニ配付スルコトナリ大正十一年度ヨリ之ヲ實施セリ

上水協議會會員加盟年月表

會員名	所 在	加 盟 年 月
東京市	東京府	明治三十七年三月
大阪市	大阪府	同
神戸市	兵庫縣	同
横濱市	神奈川県	明治三十七年三月
長崎市	長崎縣	同
廣島市	廣島縣	同

室蘭市	鹿兒島市	若松市	和歌山市	鳥取市	那覇市	尼崎市	釧路市	峰山町	平山町	山形市	松江市	松本市	株式會社	高知市	大牟田市	福井市	澁谷町	谷村町
北海道	福岡縣	和歌山縣	鳥取縣	沖繩縣	兵庫縣	北海縣	京都府中郡	福島縣石城郡	山形縣	島根縣	東京府在野郡	長野縣	高知縣	福岡縣	福岡縣	東多摩郡	豐多摩郡	山梨縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正四年三月	同	五年四月	同	同	六年八月	七年十一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上田市	上野縣	福島縣	尾道市	江戶川町	沼田町	京城市	西宮市	津和野市	宇和島市	倉敷市	八王子市	飯塚町	丸龜市	宇部市	久留米市	高松市	濱松市	米子市
長野縣	福島縣	廣島縣	廣島縣	東京府南葛飾郡	群馬縣利根郡	朝鮮京畿道	兵庫縣	三重縣	愛媛縣	岡山縣	東京府	福岡縣嘉穂郡	香川縣	山口縣	福岡縣	新潟縣	靜岡縣	鳥取縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正十年九月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

臺灣總督府	函館市	佐世保市	下關市	秋田縣	岡山縣	京都府	名古屋市	堺市	新瀉縣	青森縣	吳市	門司市	朝鮮總督府	小樽市	關東廳	高崎市	甲府市
臺北市	北海縣	長崎縣	山口縣	秋田縣	岡山縣	京都府	愛知縣	大阪府	新瀉縣	青森縣	廣島縣	福岡縣	京城府	北海道	關東州	群馬縣	山梨縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治三十八年九月	同	三十九年八月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長野市	仙臺市	小倉市	南滿洲鐵道株式會社	德島市	宇都宮市	高松市	福山市	熱海市	福岡縣	佐賀縣	別府市	橫須賀市	鹽釜市	郡山市	水戸市	奈良市	熊本市
長野縣	宮城縣	福岡縣	關東州大連市	德島縣	栃木縣	香川縣	廣島縣	靜岡縣	福岡縣	佐賀縣	大分縣	神奈川縣	宮城縣	福島縣	茨城縣	奈良縣	熊本縣
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治四十四年十月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

上水協議會開催年月表

主催地名	開催回次	開催年月	主催地名	開催回次	開催年月
東京市	第一回	明治三十七年三月	京都市	第十三回	大正五年十一月
大阪市	第二回	同 三十八年十月	臺灣總督府	第十四回	同 六年八月
長崎市	第三回	同 三十九年十月	臺南府	第十五回	同 七年十一月
横濱市	第四回	同 四十年七月	大坂市	第十六回	同 八年十月
神戸市	第五回	同 四十一年九月	小樽市	第十七回	同 九年八月
臺灣總督府	第六回	同 四十二年九月	横濱市	第十八回	同 十年九月
廣島市	第七回	同 四十三年十月	名古屋	第十九回	同 十一年九月
東京市	第八回	同 四十四年十月	甲府市	第二十回	同 十二年十月
岡山市	第九回	大正 元 年十月	小倉、門司、若松、三市聯合主催	第二十一回	同 十三年十月
朝鮮總督府	第十回	同 二年十月	高崎市	第二十二回	同 十四年十月
新潟市	第十一回	同 三年十月	京城市	第二十三回	同 十五年十月
佐世保市	第十二回	同 四年五月	鹿兒島市	第二十四回	昭和 二年十月

會員名	所在	加盟年月	會員名	所在	加盟年月
元山府	朝鮮咸鏡南道	大正十五年 四月	金澤市	石川縣	昭和 二年 四月
目黒町	東京府荏原郡	同	豊原町	樺太	同
高砂町	兵庫縣加古郡	同	大邱府	朝鮮慶尙北道	同
釜山府	朝鮮慶尙南道	同	若松市	福島縣	同
荒玉水道組合	東京府北豊島郡西巢鴨町	同	青島	東多摩郡府	同
仁川府	朝鮮京畿道	同 七月	新發田町	新潟縣	同
長岡市	新潟縣	同	大分市	大分縣	同
前橋市	群馬縣	同 八月	大分縣	大分縣	同
大津市	滋賀縣	同 九月	統營	東京府荏原郡	同
群山市	朝鮮全羅北道	同 十月	株式會社	朝鮮慶尙南道	同
鎮南浦府	朝鮮平安南道	同	中津町	下郡小田原町	昭和 三年 三月
平壤府	朝鮮平安南道	昭和 二年 四月	新義州府	大分縣下毛郡	同
五所川原町	青森縣	同	明石市	兵庫縣	同
川崎市	神奈川縣	同	松山市	愛媛縣	同
大泊町	樺太	同	伊東町	静岡縣田方郡	同
豐橋市	愛知縣	同	計	一一一箇所	

上水協議會規則

大正六年第十四回會議ニ於テ組織變更動議成立
大正九年第十七回會議ニ於テ改正規則實施議決
大正十一年第十八回會議ニ於テ改正規則第三條一項追加
大正十二年第十九回會議ニ於テ改正規則第三條一項追加
大正二十二年第二十回會議ニ於テ改正規則第三條一項追加
大正二十五年第二十三回會議ニ於テ改正規則第三條一項追加

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進步ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス
- 第三條 本會ハ官廳市區町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス
- 官廳ニシテ直接水道ノ經營ヲ爲ササルモ官公署ノ施設經營ヲ監督スルモノハ前項ノ會員ト看做ス
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ輯録シテ會員ニ配付ス
- 第五條 本會ニ關スル事務ヲ處理スル爲理事一名ヲ置ク
理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
理事ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ得
- 第六條 本會ニ主事一名書記其他ノ職員若干名ヲ置ク

前項ノ職員ハ有給トシ理事之ヲ任免ス但シ其ノ一部ヲ無給トスルコトヲ得
職員ノ給與其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ理事之ヲ定ム

第二章 職務權限

- 第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ
- 第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス
- 第九條 主事及書記其ノ他ノ職員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス

第三章 會 議

- 第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス
會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム
- 第十一條 會議ノ招集、會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス
- 第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ
- 第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ
- 第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル
- 第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得

第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ

第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第二十一條 議長ハ必要ニ應ジ分科會ヲ設クルコトヲ得

分科會ニ於テハ委員會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十二條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回附スヘシ

第四章 水道統計類及議事録

第二十三條 水道統計類ニハ上水道ニ關スル統計、報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス

第二十四條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ協定ニ依ル統計表ハ十二月發刊ノ分ニ掲載ス

第二十五條 水道統計類及議事録ノ配布部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス

第五章 會計

第二十六條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス

前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ依リ按分シテ之ヲ定ム但シ水道敷設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス

級別	會 員	按分率
一 級	臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社 總 戶 數 四 十 萬 以 上 ノ 市 區 町 村	一〇〇
二 級	總 戶 數 三 十 萬 以 上 四 十 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	九〇
三 級	同 二 十 萬 以 上 三 十 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	八〇
四 級	同 十 五 萬 以 上 二 十 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	七〇
五 級	同 十 萬 以 上 十 五 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	六〇
六 級	同 五 萬 以 上 十 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	五〇
七 級	同 三 萬 以 上 五 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	四〇
八 級	同 一 萬 以 上 三 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	三〇
九 級	同 千 以 上 一 萬 未 滿 ノ 市 區 町 村	二〇
十 級	同 五 千 未 滿 ノ 市 區 町 村	一〇

前項ノ戸數ハ前年末現在數ニ依ル

第二十七條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ

新ニ入會シタルモノノ負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十八條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡シヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第三十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第三十一條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十二條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十三條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十四條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十五條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

第三十六條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十八條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ牴觸セサル事項ハ従前ノ協定ニ依ルモノトス

協 定 事 項

● 協定上水試験法(大正十五年第二十三回會議ニ於テ改正議決)

第一 採 酌 法

一、上水試験用ノ採酌ハ左ノ三部ヨリスルコト

一、水 源

毎年春秋ノ二季ニ水源適宜ノ地ニ就キ採酌ス

水源地ニ沈澄池ヲ有スルモノハ本條ニ據ル

其他必要ニ應シ臨時採酌ヲ行フヘシ

二、淨 水 場

濾池、淨水池、溜井及沈澄池ハ毎日一回採酌スルコト

濾池、淨水池、溜井等甚々遠隔スルモノハ其ノ給水栓ニ就キ本條ヲ適用ス
事情ニ依リ一週一回迄ハ省略スルコトヲ得

三、給水栓

適宜ノ部分ニ就キ時々採酌スヘシ

二、採水器械ハ「ハイロート」氏法或ハ「エスマルヒ」氏法ニ據ルモノヲ用フルコト、但シ細菌學的検査
用ノモノハ各個ノ瓶ニ所屬スル全装置ヲ殺菌スヘシ

三、濾池、淨水池、溜井等ニ於テハ可成周圍及ヒ深サノ中央ヨリ採酌スルコト

四、給水栓ヨリ採酌スルトキハ充分開放シテ五分間以上放流セシメタル後採酌スルコト

五、一定所ニ於ケル採酌ハ細菌學的検査用ノモノヲ先ニシテ化學的検査用ノモノヲ後ニスルコト

六、濾池、淨水池、溜井ニ於テ採酌スル場合ニ被蓋アル部ニシテ降雨ノ際ナルトキハ開放ノ爲ニ汚水
混入ノ虞アルヲ以テ暫時ノ後水質平均スルヲ待ツテ採酌スルコト

第二 理化學的試験

凡 例

一、本試験法ニ於テ使用セル略字、記號、度量衡ハ總テ第四改正日本藥局方ノ規定ニ據ルコトトセリ。
二、試薬ハ製法及ヒ含有量ニ關シ特別ノ記載アルモノ竝ニ現行日本藥局方外ノモノヲ除ク外、第四改
正日本藥局方ノ規定セルモノヲ使用スルモノトス。

三、單ニ「プロセント」トアルハ重量「プロセント」ヲ示スモノニシテ、溶液百重量中ニ存スル藥品
ノ重量ヲ指スモノトス。

四、容量「プロセント」ハ溶液百容積中ニ存スル藥品ノ容積ヲ指スモノトス。

試 驗 法

一、溫 度

水溫ハ採酌所ニ於テ「ペツテンコーフェル」氏採水檢溫器ヲ以テ測リ、氣溫ハ可成採酌所ニ近キ處
ニ於テ日光ノ直射ヲ避ケテ測ルヘシ、而シテ其ノ測定時間ハ十分時間、示度ハ攝氏ニ依ルモノト
ス。

二、濁 度

檢水百立方センチメートル (100c.cm.) (濁濁甚タシキ場合ハ少量ヲ採リ蒸留水ヲ以テ百立方セン
チメートル (100c.cm.) ニ稀釋ス) ト濁度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル」管 (無色平底硝子管
ニシテ管底ヨリ二十センチメートル (20cm.) ノ所ニ百立方センチメートル (100c.cm.) ノ度目ヲ

有スルモノ)ニ採リ、黒紙上ニテ上方ヨリ透視シテ濁度ヲ定ム。但シ、濁度ハ蒸餾水一リートル(II)中ニ白陶土一ミリグラム(1mg)ヲ含ムモノヲ以テ一度ト定ム

三、色 度

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ト色度既知ノ標準液トヲ各別ノ「ネスレル管」ニ採リ、白紙上ニ置キ上方ヨリ透視シ比色檢定ス。但シ色度ハ四萬倍ビスマルクブラウン水溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ蒸餾水ヲ以テ稀釋シ、全容積ヲ一リートル(II)トナシタルモノヲ一度ト定ム。

四、臭 味

檢水百五十立方センチメートル(150c.cm.)ヲ内容五百立方センチメートル(500c.cm.)ノ共口エレンマイエルコルベン」ニ採リ、栓塞シ重湯煎又ハ熱板上ニテ殆ント沸騰スルニ至リ、五分間放冷シ振盪シテ臭味ヲ檢ス。

五、反 應

反應ハ「ロゾール酸溶液」ヲ以テ檢ス。評語ハ「弱酸性」「中性」「弱アルカリ性」及ヒ「アルカリ性」トス
「ロゾール酸溶液製法」

「ロゾール酸一グラム(1g)ヲ八十容量プロセント」「アルコホル」五百立方センチメートル(500c.cm.)ニ溶解シ茲ニ得タル橙黄色ノ液ニ「バリット水」ヲ加ヘテ液色ノ正ニ赤色ニ變セントスルノ

度ニ至ラシム。

「バリット水ノ製法」

「アルカリ」ヲ含マサル純粹ナル水酸化バリウム」三・五グラム(3.5g)及ヒ「クロールバリウム」〇・二グラム(0.2g)ヲ蒸餾水ニ溶解シ、全量ヲ一リートル(II)トナシ靜置シテ偶々存在スル炭酸バリウム」ヲ沈定セシムヘシ。

(イ) 「アルカリ度ノ測定

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ内容二百五十立方センチメートル(250c.cm.)ノ共口コルベン」ニ採リ、「エリトロシン溶液」一立方センチメートル(1c.cm.) (及ヒ中性ノ「クロロホルム」五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ振盪シ、此際クロロホルム」カ蔷薇紅色ヲ呈セハ(水酸化物、重炭酸鹽、又ハ炭酸鹽、存在ノ徴)之ニ五十分ノ一定規硫酸ヲ滴下シ、振盪シテ「クロロホルム」ノ脱色スルニ至ラシム。而シテ其ノ「アルカリ度ハ炭酸カルチウム」トシテ計算シ、消費セル五十分ノ一定規硫酸ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乗シタル數ヲ以テ示ス。「エリトロシン溶液」ハ「エリトロシン(ナトリウム鹽)」〇・五グラム(0.5g)ヲ新タニ煮沸シタル蒸餾水一リートル(II)ニ溶解シタルモノナリ。

(ロ) 酸度ノ測定

檢水百立方センチメートル (100.c.c.m.) ヲ磁製蒸發皿或ハ白紙上ニ置キタル「エルレンマイエルコ
ルベン」ニ採リ、「フェノールフタレイン溶液四滴ヲ加ヘ、五十分ノ一定規炭酸ナトリウム」溶液
ヲ以テ滴定ス。總酸度ハ消費セル炭酸ナトリウム溶液ノ立方センチメートル數ニ、十ヲ乘シタル
數ヲ以テ示ス。

五十分ノ一定規炭酸ナトリウム溶液製法

無水炭鹽ナトリウム一〇・六グラム (1.06g.) ヲ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ニ溶解シ、全
容積ヲ一リートル (1l.) トシタルモノニシテ、其ノ一立方センチメートル (1c.c.m.) ハ炭酸カルチ
ウム一ミリグラム (1mg.) ニ對應ス。

「フェノールフタレイン溶液製法

「フェノールフタレイン五グラム (5g.) ヲ五十容量ブロセント」ノ「アルコール」ニ溶解シ、全容積
ヲ一リートル (1l.) トナシ十分ノ一定規苛性カリ」ヲ以テ中和シテ製ス。

尙酒精ハ煮沸シテ炭酸瓦斯ヲ驅逐シタル蒸餾水ヲ以テ稀釋シタルモノナリ。

六、「クローム」の定量

檢水五十立方センチメートル (50c.c.m.) ヲ直徑十五センチメートル (1.5cm.) ノ磁製蒸發皿又ハ白紙
上ニ置キタル「ベーヘル」ニ採リ、「クローム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.c.m.) ヲ加

ヘ、標準硝酸銀溶液ヲ以テ滴定シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至ラシム。

其ノ終末點ヲ知ルニハ檢水ト同様ノ器ニ蒸餾水五十立方センチメートル (50c.c.m.) 及ヒ「クロ
ム酸カリウム溶液一立方センチメートル (1c.c.m.) ヲ入レタルモノノ色相ト比較セハ容易ナリ。「ク
ロール」ノ含量大ニシテ標準硝酸銀溶液二十五立方センチメートル (25c.c.m.) 以上ヲ消費スル時
ハ檢水ヲ少量ニ採リ、蒸餾水ニテ稀釋シテ用ヒ、之ニ反シ「クロール」ノ含量甚タ少ナル時ハ檢水
二百五十立方センチメートル (250c.c.m.) ヲ採リ蒸發シテ五十立方センチメートル (50c.c.m.) ニ濃
縮シテ試験ス。

檢水ノ色度三十度以上ナル時ハ水酸化「アルミニウム」ヲ以テ脱色シタル後試験ヲ行ヒ、檢水酸性
ナル時ハ炭酸ナトリウム溶液ヲ以テ中和シ之ニ反シ「アルカリ性ナル時ハ「フェノールフタレイ
ン」ヲ標示藥トシテ硫酸ニテ中和シタル後滴定ス。

標準「クロールナトリウム溶液製法

純粹ナル「クロールナトリウム」一六・四八グラム (16.48g.) ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リ
ートル (1l.) トナシ其ノ百立方センチメートル (100c.c.m.) ヲ採リ蒸餾水ヲ以テ稀釋シテ一リートル
(1l.) トナス、其ノ一立方センチメートル (1c.c.m.) ハ「クロール」〇・〇〇一グラム (0.001g.) ヲ含
ム。

標準硝酸銀溶液製法

硝酸銀二・四グラム (2.4g) ヲ蒸留水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル (1l) トナシ、前記クロー
ルナトリウム溶液ヲ以テ本液ノ一立方センチメートル (1c.cm.) カ正シク「クロール」ノ〇〇〇〇
〇五グラム (0.0005g) ニ對應スル様力價ヲ定ム。

「クローム酸カリウム溶液製法

「クローム酸カリウム五十グラム (50g) ヲ少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之ニ微赤色ノ沈澱ヲ生スルニ
至ルマテ硝酸銀液ヲ加ヘテ濾過シ其ノ濾液ニ蒸留水ヲ加ヘテ一リートル (1l) トナス。

七、硫 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.) ニ鹽酸ヲ加ヘ酸性トナシタル後「クロームバリウム」溶液
ヲ加ヘ十二時間放置シタル後上清ヲ傾斜シ殘留セル硫酸「バリウム」ノ量ニヨリ其ノ多少ヲ定ム。
評語ハ微痕跡、痕跡、極少量、少量、トス。但シ多量ノ場合ニハ定量ヲ行フヘシ。

八、硝 酸

檢水二十立方センチメートル (20c.cm.) ニ「サリチール酸ナトリウム溶液 (1.100) 一立方センチ
メートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ蒸發乾燥シ、冷後硫酸一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘテ殘留物
ノ全面ヲ濕シ、後蒸留水及ヒ「アムモニア水、各十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ比色

スヘシ。

九、亞 硝 酸

(イ) 定 性 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀硫酸 (硫酸一容積及ヒ水二容積ヨリナル) 一立方セ
ンチメートル (1c.cm.) ノ割合ヲ以テ、密閉シ得ヘキ硝子圓筒ニ採リ之ニ沃度亞鉛澱粉溶液ヲ加ヘ
テ試験ス。

(ロ) 定 量 法

檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ「ネスレル管ニ採リ、(若シ著色セル時ハ亞硝酸鹽ヲ含
マサル水酸化アルミニウム」ニテ脱色ス (別ニ數個ノ「ネスレル管ニ夫々標準亞硝酸溶液〇〇〇、
〇〇一、〇〇二、〇〇四、〇〇七、一〇〇、一〇四、一〇七、二〇〇、及ヒ二・五立方センチメートル
(0.0, 0.1, 0.2, 0.4, 0.7, 1.0, 1.4, 1.7, 2.0, 2.5c.cm.) ヲ入レ亞硝酸ヲ含有セサル水ヲ以テ五十立方センチ
メートル (50c.cm.) ニ稀釋シ、檢水及ヒ標準液ノ各々ニ「スルファニール酸及ヒ「アルファナフチ
ールアミン溶液各一立方センチメートル (1c.cm.) 宛ヲ加ヘ、ヨク混和シ十分間放置シタル後比色
ス。但シ比色試験ハ試薬注加後三十分以上ヲ經過スヘカラス。
檢水五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ使用セシ時ハ檢水ト同一色相ノ標準液中ノ標準亞硝酸

溶液ノ立方センチメートル」ニ〇・〇一ヲ乗スレハ檢水一リートル(1L)中ノ亞硝酸性窒素ノ「ミリグラム數ヲ得。

試薬ノ製法

(一) 亞硝酸ナトリウム原液

亞硝酸銀一・一グラム(1.1g)ヲ亞硝酸ヲ含有セサル蒸留水ニ溶解シ、「クロールナトリウム溶液ヲ加ヘテ銀ヲ沈澱セシメ濾過シタルモノニ蒸留水ヲ加ヘ全容積ヲ一リートル(1L)トナス。

(二) 標準亞硝酸ナトリウム溶液

前記原液ノ百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シ其ノ五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ滅菌シ且ツ亞硝酸鹽ヲ含有セサル水ヲ以テ全容積ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シ之ニ「クロホルム一立方センチメートル(1c.cm.)ヲ加ヘテ滅菌瓶中ニ貯フ。此ノ一立方センチメートル(1c.cm.)ハ窒素〇・〇〇〇五ミリグラム(0.0005mg.)ヲ含ム。

(三) 「スルファニール酸溶液

純粹ナル「スルファニール酸八グラム(8g.)ヲ五定規醋酸(比重一・〇四一)ヲ以テ溶解シ、全容積ヲ一リートル(1L)トナス、五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸五十立方センチメートル(50c.cm.)ヲ蒸留水ヲ以テ一リートル(1L)ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

(四) 「アルファアナフチールアミン溶液

「アルファアナフチールアミン五グラム(5g.)ヲ五定規醋酸ニ溶解シ一リートル(1L)トナシ、脱脂綿ヲ以テ濾過ス。此際五定規醋酸ニ代フルニ鹽酸八立方センチメートル(8c.cm.)ヲ一リートル(1L)ニ稀釋シタルモノヲ以テスルモ可ナリ。

十、「アムモニア」

(イ) 檢水百乃至百五十立方センチメートル(100-150c.cm.)ニ對シ「ネスレル氏試薬一立方センチメートル(1c.cm.)ノ割合ヲ以テ注加シ、白紙上ニ置キ反應ノ有無ヲ檢ス。但シ水層ノ高サハ二十センチメートル(20cm.)トナス。

ネスレル氏試薬製法

沃度「カリ」五十グラム(50g.)ヲ可及的少量ノ蒸留水ニ溶解シ、之レニ昇汞ノ飽和水溶液ヲ加ヘ少量ノ沈澱ヲ生セシメ、之ニ澄明ナル五十プロセント(50%)苛性「カリ」溶液四百立方センチメートル(400c.cm.)ヲ加ヘ蒸留水ヲ以テ、一リートル(1L)ニ稀釋シ、靜置シタル後傾斜法ニヨリテ沈澱ヲ除去ス。

(ロ) 「アムモニア性窒素定量法

内容一・五乃至二リートル(1.5-2L)ノ蒸留「コルベン」ニ還流冷却器ヲ連ネテ蒸留ヲ行フ、即チ此

ノ「コルベン」ニ檢水五百立方センチメートル (500c.cm.) 或ハ之ヨリ少量ノ檢水ヲ採リ、之レヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニテ、五百立方センチメートル (500c.cm.) ニ稀釋シタルモノヲ容レ、此際檢水若シ酸性ナルカ、或ハ尿素含有ノ疑ヒアルトキハ蒸餾前〇・五グラム (0.5g.) ノ炭酸ナトリウムヲ加ヘ、一分時間六乃至十立方センチメートル (6-10c.cm.) ノ割合ニテ蒸餾ヲ行フ。此ノ蒸餾液各五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ四本ノ「ネスレル管」ニテ、次ニ標準鹽化アムモニウム溶液ヲ種々ノ割合ニ「ネスレル管」ニ採リ、「アムモニア」ヲ含有セサル水ニテ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀釋シ、斯ノ如クシテ得タル標準液及ヒ、蒸餾液ノ各ニ「ネスレル氏試薬」一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ加ヘ攪拌スルコトナク試薬添加後少ナクモ十分時間放置シタル後比色檢定ス。

若シ蒸餾液ノ著色カ標準液ノ何レヨリモ濃厚ナルモノアル時ハ其ノ蒸餾液ヲヨク攪拌シ、色相ノ濃淡ニ應ジ其ノ二分ノ一、四分ノ一或ハ八分ノ一容積ヲトリ、之ヲ五十立方センチメートル (50c.cm.) ニ稀釋シテ比色檢定ス。而シテ初メ檢水五百立方センチメートル (500c.cm.) ヲトリタル場合ニハ、各蒸餾液ノ色相ト同一ノ色相ヲ呈スル標準液中ノ鹽化アムモニウム溶液ノ立方センチメートルノ數ノ合計ニ〇・〇二ヲ乘セハ檢水一リートル (1l.) 中ノ「アムモニア性窒素」ノ「ミリグラム」數ヲ得ヘシ。

標準鹽化アンモニウム溶液製法

昇華法ニヨリテ得タル純粹鹽化アムモニウム 二〇・八一グラム (20.81g.) ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナシ、此ノ溶液ノ十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ「アムモニア」ヲ含有セサル蒸餾水ヲ以テ全容積ヲ一リートルニ稀釋ス。此ノ一立方センチメートル (1c.cm.) ハ〇・〇〇〇〇一グラム (0.00001g.) ノ窒素ヲ含有ス。

十一、蛋白アムモニア性窒素定量法

「アムモニア性窒素檢定」ニ於ケル殘留液ニ「アルカリ性過マンガン酸カリウム」溶液五十立方センチメートル (50c.cm.) ヲ加ヘ「アムモニア性窒素檢定」ノ場合ト同様ノ方法ニテ蒸餾シ、比色シテ檢定ヲ行フ。

「アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液」製法

蒸餾水千二百立方センチメートル (1200c.cm.) ヲ磁製蒸發皿ニ容レ、十分時間煮沸シタル後加熱ヲ止メ、之ニ純過マンガン酸カリウム十六グラム (16g.) ヲ加ヘ攪拌シテ、完全ニ溶解シタルモノニ澄明ナル五十プロセント (50%) 苛性カリ溶液八百立方センチメートル (800c.cm.) (或ハコレニ當量ノ苛性ソーダ液) ヲ入レ、尙蒸餾水ヲ加ヘテ、二千五百立方センチメートル (2500c.cm.) トナシタル後、蒸發シテ、二千立方センチメートル (2000c.cm.) トナス。尙溶液中ノ「アムモニア」ノ

有無ヲ檢定シ、若シ存在セハ試驗ノ結果ニ修正ヲ施スヘシ。

十二、過マンガ酸カリウム消費費

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ内容三百立方センチメートル(300c.cm.)ノ「ビューネル」トリ、之レニ稀硫酸五立方センチメートル(5c.cm.)及ヒ、百分定規過マンガ酸カリウム溶液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘ、(煮沸後濃赤色ヲ呈セサル時ハ更ニ多量ヲ加フ)沸騰重湯煎上ニテ、七分時間加熱シタル後、百分定規蓆酸液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ褪色セル液ニ更ニ百分定規過マンガ酸カリウム溶液ヲ滴下シ微ニ紅色ヲ呈スルニ至ラシム。

而シテ茲ニ費シタル百分定規過マンガ酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數ヨリ、百分定規蓆酸溶液十立方センチメートル(10c.cm.)ニ對スル百分定規過マンガ酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ減シタル差ハ、檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ニ要スル百分定規過マンガ酸カリウム溶液ノ量ナリ。檢水一リートル(1L)中ノ被酸化物ノ酸化ニ要スル過マンガ酸カリウムノ量ハ次ノ如クシテ算出ス。

$$x = (K - K') \frac{0.0316}{K'}$$

茲ニKハ百分定規過マンガ酸カリウム溶液ノ總立方センチメートル數、K'ハ百分定規蓆酸溶液

十立方センチメートルニ對スル過マンガ酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數ヲ示ス。

試 藥

(一) 稀 硫 酸

濃硫酸一容積蒸餾水二容積ヨリ成ル。

(二) 百分定規蓆酸溶液ノ製法

純結晶蓆酸〇・六三三グラム(0.633g.)ヲ蒸餾水ニ溶シ全量ヲ一リートル(1L)トナス。

(三) 百分定規過マンガ酸カリウム溶液製法

結晶過マンガ酸カリウム〇・三二乃至〇・三四グラム(0.32-0.34g.)ヲ蒸餾水ヲ溶シ、全量ヲ一リートル(1L)トナシタルモノニシテ、其ノ力價ヲ檢定センニハ蒸餾水百立方センチメートル(100c.cm.)ニ前記ノ稀硫酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ熱シ煮沸スルニ至リ、之ニ「ビュレル」ヲ用ヒテ過マンガ酸カリウム溶液五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ注加シ、更ニ暫時間熱シタル後加熱ヲ止メ百分定規蓆酸溶液十立方センチメートル(10c.cm.)ヲ加ヘテ褪色セシメタル後、過マンガ酸カリウム溶液ヲ滴下シ、再ヒ消失セサル紅色ヲ呈スルニ至ラシム。而シテ前後ニ費シタル過マンガ酸カリウム溶液ノ量ハ蓆酸十立方センチメートル(10c.cm.)ニ對スル量ナリトス。

十三、硬 度

水十萬分中ニ含有スル酸化カルチウム (CaO) 一分ヲ以テ一度トナス。内容二百立方センチメートル $(200c.cm.)$ ノ共口エルレン、マイエルコルベン $(100c.cm.)$ ヲトリ、標準石鹼液ヲ「ピユレット」ヨリ滴下シ、烈シク振盪シテ五分間消滅セサル微細ノ泡沫ヲ生スルニ至リテ滴下ヲ止メ、消費シタル石鹼液ノ量ヨリ總硬度ヲ算出ス、總硬度六度以上ナルトキハ永久硬度ヲ測定スヘシ。

永 久 硬 度

内容二百立方センチメートル $(200c.cm.)$ ノ「エルレン、マイエルコルベン」ニ「檢水百立方センチメートル $(100c.cm.)$ 」ヲ採リ、三十分時間靜カニ煮沸シタル後放冷シテ濾過シ、濾液ヲ百立方センチメートル $(100c.cm.)$ ニ稀釋シタル後、前記ノ如ク石鹼溶液ニテ滴定シテ永久硬度ヲ定ム。

試 藥

(一) 石鹼原液製法

單鉛硬膏百五十グラム $(150g.)$ ヲ磁製蒸發皿ニ採リ、重湯煎上ニテ軟化シ、之ニ炭酸カリウム粉末四十グラム $(40g.)$ ヲ加ヘ、研和シテ均等ノ物質ヲ生スルニ至リ、強度ノ「アルコホル」ヲ加ヘ、生成セル脂肪酸カリウム (CaO) ヲ浸出シ、能ク沈澱セシメタル後濾過シ、此ノ濾液ヲ蒸發シテ

「アルコホル」分ヲ除去シタルモノヲ、五十六容量プロセント $(56c.c.)$ ノ「アルコホル」ニ溶解ス。

(二) 「クロールバリウム」溶液

空氣中ニテ乾燥シタル純クロールバリウム $(BaCl_2 + H_2O)$ 〇・五 $(0.523g.)$ ヲ蒸餾水ニ溶解シテ全容積ヲ一リートル $(1L)$ トナス。

(三) 標準石鹼液

「クロールバリウム」溶液百立方センチメートル $(100c.cm.)$ ニ對シ、石鹼溶液四十五立方センチメートル $(45c.cm.)$ ヲ消費スル様、石鹼原液ヲ五十六容量プロセント $(56c.c.)$ ノ「アルコホル」ヲ以テ稀釋ス、而シテ本液四十五立方センチメートル $(45c.cm.)$ ハ水百立方センチメートル $(100c.cm.)$ 中ノ酸化カルチウム (CaO) 十一ミリグラム $(12mg.)$ 即チ硬度十二度ニ相當ス。

十四、蒸發殘渣

豫メ秤量セル磁製蒸發皿ニ檢水二百五十立方センチメートル $(250c.cm.)$ ヲトリ、重湯煎上ノ蒸發乾燥シ、之レヲ蒸氣乾燥器ニ移シ百度ノ溫ニテ一時間乾燥シタルモノヲ除濕器ニ入レ冷却シテ秤量シ、更ニ蒸氣乾燥器ニテ一時間乾燥シテ秤量シ、コレヲ反覆シテ前後ノ重量ノ差異ナキニ至リ茲ニ得タル重量ヨリ蒸發皿ノ重量ヲ減シタル差ニ、四ヲ乘スル時ハ檢水一リートル $(1L)$ 中ノ蒸發殘渣量ヲ得ルモノトス。

十五、鉛

二八

檢水三乃至四リットル(3—4L)(鉛ノ含量小ナルトキハ更ニ多量)ヲ蒸發シテ、三十立方センチメートル(30c.cm.)トナシ、之ニ「クロールアンモニウム溶液十乃至十五立方センチメートル(10—15c.cm.)」及ヒ「アンモニア水數滴ヲ加ヘ、硫化水素ヲ通シタル後數時間(出來得ヘクハ十二時間)」放置シ、尙少量ノ「アンモニア水ヲ加ヘ硫化水素ヲ通シタル後數分時間煮沸シテ濾過シ、沈渣ハ熱湯ヲ以テ數回洗滌シタル後濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ稀硝酸ヲ加ヘテ煮沸シテ沈渣ヲ溶解シ再ヒ濾過洗滌シタル後、濾液及ヒ洗滌液ヲ蒸發皿ニ入レ蒸發シテ十乃至十五立方センチメートル(10—15c.cm.)」ニ濃縮シ、放冷シタルモノニ硫酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘテ硫酸蒸氣ノ發生スルニ至ル迄加熱ス。此ノ残渣ヲ水ヲ以テ僅ニ潤シ、五十容量プロセント」ノ「アルコホル」百五十立方センチメートル(150c.cm.)ヲ加ヘ、數時間(出來得ヘクハ十二時間)放置シテ硫酸鉛ヲ濾別シ、沈渣ハ五十容量プロセント」ノ「アルコホル」ヲ以テ洗滌ス。而シテ沈渣ヲ濾紙ト共ニ蒸發皿ニ入レ、醋酸アンモニウム溶液ヲ加ヘ煮沸シテ溶解シ濾過シテ、少量ノ醋酸アンモニウム」ヲ含ム熱湯ヲ以テ沈渣ヲ洗滌シ、濾液及ヒ洗滌液ヲ合シテ「ネスレル管ニ入レ之レヲ二分シ其ノ一分ハ硫化水素水ヲ以テ處理シテ鉛ノ量ヲ概知シ、他ノ一分(若シ鉛ノ量大ナル時ハ其ノ二分ノ一、四分ノ一等)ニハ醋酸數滴並ニ硫化水素水ノ過剩ヲ加ヘテ生シタル色相ヲ含

量既知ノ鉛標準液ヲ右ト同様ニ處理シテ得タル液ノ色相ト比較ス。

試 藥

- 一 鉛ノ標準溶液、純硝酸鉛($Pb(NO_3)_2$)一・六グラム(1.6g)ヲ蒸餾水ニ溶シ全容量ヲ一リットル(1L)トス、此ノ溶液一立方センチメートル(1c.cm.)ハ鉛(Pb)一ミリグラム(1mg)ヲ含ム
- 二 鹽化アンモニウム溶液、二十五プロセント溶液。
- 三 醋酸アンモニウム溶液、五十プロセント溶液。
- 四 アンモニア水、
比重〇・九六。
- 五 醋酸、
五十プロセント」ノモノ。
- 六 硫化水素、
- 七 稀硝酸、
- 八 硫酸、

十六、鐵

檢水百立方センチメートル(100c.cm.)ヲ採リ、蒸發乾燥シ、鐵ノ不溶性酸化物ヲ生セサル様注意シテ赤熱シ、放冷シタル後、鹽酸五立方センチメートル(5c.cm.)ヲ加ヘ、蒸發皿ノ内面ヲ、ヨク濕シ、二乃至三分間温メテ残渣ヲヨク溶解シタルモノヲ「ネスレル管ニ移シ五十立方センチメ

1メートル (50c.m.) に稀釋シ、必要アラハ豫メ蒸留水ヲ以テ濕シタル濾紙ニテ濾過シ、五分ノ一定規過マンガ酸カリウム溶液三滴ヲ加ヘ、硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.m.) ヲ加ヘヨク混和シタルモノヲ、標準液〔標準鐵鹽溶液ノ〇〇五乃至四立方センチメートル (0.05—4c.m.) ニ鹽酸五立方センチメートル (5c.m.) ヲ加ヘ、五十立方センチメートル (50c.m.) ニ稀釋シ、五分ノ一定規過マンガ酸カリウム溶液三滴及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.m.) ヲ加ヘテ混和シタルモノ〕ト比色檢定ス。

若シ檢水ノ有機物含量小ナル時ハ檢水五十立方センチメートル (50c.m.) ニ硝酸六立方センチメートル (6c.m.) ヲ加ヘ五分時間煮沸シタル後放冷シ、五分ノ一定規過マンガ酸カリウム溶液一乃至二滴、及ヒ硫チアンカリウム溶液五立方センチメートル (5c.m.) ヲ加ヘ、標準液ト其ノ色相ヲ比較スヘシ。但シ此際標準液ニハ鹽酸五立方センチメートル (5c.m.) ニ代フルニ硝酸六立方センチメートル (6c.m.) ヲ以テスヘシ。

過マンガ酸カリウム及ヒ酸ハ「クロール」含量大ナル水ニ於テハ鹽素ヲ遊離シテ黃色ヲ呈セシムルカ故ニ檢水ハ先ツ適當ニ稀釋スル必要アリ。

尙過マンガ酸カリウム」ヲ過剩ニ加フル時ハ鹽素ト作用シテ同様ノ惡結果ヲ齎スモノトス。鹽酸及ヒ硫チアンカリウム溶液ノ容積ハ可及的精密ナルヲ要スコレ鹽酸ノ過剩ハ色相ヲ淡クシ

硫チアンカリウム溶液ノ過剩ハ色相ヲ濃厚ナラシムルカ故ナリ。

試 藥

一 標準鐵鹽溶液

純粹ナル硫酸酸化鐵アンモニウム $[\text{NH}_4\text{Fe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ 〇・八六三グラム (0.863g) 〔或ハ硫酸酸化鐵カリウム $[\text{KFe}(\text{SO}_4)_2 \cdot 12\text{H}_2\text{O}]$ ナラハ (濾紙間ニ壓シテ充分濕氣ヲ除キタルモノ) 〇・九〇一グラム (0.901g)〕ヲトリ稀鹽酸二十立方センチメートル (20c.m.) ヲ加ヘテ蒸留水ニ溶解シ全容積ヲ一リートル (1l.) トナス。

本液一立方センチメートル (1c.m.) ニ〇・一ミリグラム (0.1mg.) ノ鐵ヲ含有ス

二 硫チアンカリウム溶液

硫チアンカリウム」ノ結晶二十グラム (20g.) ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナス。

三 稀 鹽 酸

比重一・一ノモノニシテ約二十プロセント」ノ「クロール水素ヲ含ムモノ。

四 五分ノ一定規過マンガ酸カリウム溶液

過マンガ酸カリウム」六・六グラム (6.6g.) ヲ蒸留水ニ溶解シ、全容積ヲ一リートル (1l.) トナ

- ス。
- 五 鹽 酸
- 六 硝 酸

十七、本法、五ノ(イ)、(ロ)、八、九ノ(ロ)、十ノ(ロ)十一、十三、十五及ヒ十六ハ必要ニ應シテ施行スルモノトス。
但シ毎年源水及ヒ濾過水ニ就キテハ全試験ヲ施スヘシ

第三 細菌學的試験

試 驗 法

一、試験用器具

- イ、採 水 壘 細菌試験用採水壘ハ密接スル磨合セサル硝子栓ヲ有スルモノニシテ、充分ニ洗滌シ紙ヲ以テ包ミタル後滅菌ス。尙運搬ニハ適當ノ函ニ入ルヘシ。
- ロ、ビベット
- ハ、稀釋用壘
- ニ、ペトリー氏シヤレー、直徑九センチメートル(9cm.)ニシテ底部ハ可及的平坦ナルヘシ。
- ホ、酸 酵 管 内容ハ少ナクトモ試験ス可キ水ノ三倍容量ノ培養基ヲ入レ得ルモノヲ用フ。

二、培養基の材料

- イ、肉越幾斯 リーヒヒ氏肉越幾斯ヲ用フ。
- ロ、ペプトン 照内「ペプトン」其他同一ノ結果ヲ與フルモノナラハ他ノ「ペプトン」ヲ用フルモ可ナリ。
- ハ、糖 類 最モ純良ナルモノヲ用フ。
- ニ、寒 天 使用スル寒天ハ良質ノモノヲ用フ。
- ホ、膠 質 使用スル膠質ハ淡色ニシテ防腐劑ヲ含マス膠質培養基ノ融點ハ二十五度或ハ其以上ノモノトス。
- ヘ、一般藥品 其他培養基ニ用フル他ノ藥品ハ總テ化學的ニ純粹ナルモノヲ得ル様特別ノ努力ヲ要ス。

三、培養基の調製

- イ、寒天培養基 「リービヒ」氏肉越幾斯十分、食鹽五分、ペプトン十分、並ニ寒天十五分ヲ水千分ト共ニ、「コルベシ」ニ入レ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱溶解セシメ、反應ヲ中性若クハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ」ニ調整シテ、六十度以下ニ冷却シタル時、卵白二個ヲ加ヘテ充分

攪拌シテ再ヒ「アウトクラフ」ニテ百三十度ニ加熱シ後濾過シテ得タル澄明液ヲ滅菌試験管ニ分チ綿栓ヲ施シ、更ニ「アウトクラフ」ニテ消毒ヲ行フ。

「リービヒ」氏肉越幾斯ノ代リニ、牛肉煎汁ヲ用フルモ可ナリ、其ノ製法左ノ如シ。

牛肉五百グラム (500g.) ヲ取り臍及脂肪ヲ去リ之ヲ細割シテ「コルベン」ニ入レ、一リートル (1l.) ノ液ヲ注キ直チニ重湯煎又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ一乃至三時間煮沸シテ後濾過シ液量減少セル時ハ更ニ水ヲ加ヘテ一リートル (1l.) トナス。

ロ、膠質培養基

肉越幾斯十分、食鹽五分、及ヒ「ペプトン」十分ヲ水千分ト共ニ鍋ニ容レ、次ニ秤量前一時間百五度ニテ乾燥シタル膠質百乃至二百五十グラム (100-250g.) ヲ加ヘテ六十五度ニテ膠質カ全部溶解スルマテ徐々ニ熱シ消失シタル蒸發水量ヲ補足シ(反應ヲ中性或ハ微弱アルカリ性(標示藥ハ「ロゾール酸ヲ用フ」トナシ、之レヲ澄明ニナルマテ濾過シ、次テ滅菌試験管ニ分チ更ニ之レヲ三日間三十分宛「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ滅菌ス、或ハ「アウトクラフ」ニテ十五ポンド(百二十度)ノ壓ニテ十五分間滅菌ス。

四、檢水の採酌及保存

檢水ハ必ラス滅菌採水壘ニ採リ、採酌後可及的早く試験スヘシ。

採酌位置ニ於テ培養ヲ實行シ能ハサル場合ニハ、可檢水ヲ氷ヲ詰メタル冷器内ニ保存スヘシ。

但シ此ノ場合ト雖モ三時間ヲ超過スヘカラス。

五、平板培養法

聚落數檢査ニ用フル平板培養ニハ寒天培養基又ハ膠質培養基ヲ用フ、但シ使用シタル培養基ノ種類ハ備考欄ニ記スヘシ。

濾過水ハ各一種ニツキ一立方センチメートル (1c.c.m.) 宛二個ノ「ペトリー」氏皿ニ注キ、之レニ

豫メ溶解シタル四十五度内外ノ寒天又ハ膠質培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

源水又ハ沈澱池ノ水ニシテ、細菌含量多數ナルモノハ殺菌水ヲ以テ適宜稀釋シ、然ル後培養ヲ行フモノトス。

培養溫度ハ寒天培養基ナルトキハ攝氏三十七度、膠質培養基ナルトキハ二十度トス。

六、聚落數計算法

イ、聚落數ノ計算ハ寒天平板ノ場合ハ、培養後二十四時間、膠質平板ノ場合ハ四十八時間ニ於テス但シ本文以上ノ時間ヲ經過シタル時ハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記スヘシ。

ロ、聚落多數ニシテ、各個ノ計算困難ナルトキハ平均法ヲ用フルコトアルヘシ。

ハ、絲狀菌ノ聚落ハ加算セス。

大腸菌試験法

大腸菌ハ乳糖ヲ分解シテ瓦斯ヲ發生シ、且ツ固形培養基上ニテ好氣的ニ生育スル所ノ無芽胞性桿菌ヲ包含スルモノトス、本試験ニ要スル培養基及ヒ其ノ製法左ノ如シ。

イ、遠藤氏培養基

三プロセント (3%) ノ中性寒天培養基千立方センチメートル (1000c.cm.) ニ十プロセント (10%) 炭酸ナトリウム液、十立方センチメートル (10c.cm.) ヲ加ヘテ「アルカリ性トナシ、次テ純良ナル乳糖十グラム (10g.) 「フクシン」ノ酒精飽和液五立方センチメートル (5c.cm.) ヲ加ヘ然ル後新製シタル十プロセント (10%) 無水亞硫酸「ナトリウム液二十五立方センチメートル (25c.cm.) ヲ加ヘテ微カニ淡紅色トナシ、「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ消毒シ、或ハ滅菌試験管二十立方センチメートル (10c.cm.) 宛注キ、或ハ滅菌「ペトリ」氏皿ニ注キテ平板トナシ、固定後逆轉シテ冷暗處ニ貯フヘシ。

ロ、乳糖加「ペプトン」水

「ペプトン」十分、食鹽五分、ヲ水千分ニ溶解シ、之レヲ「アフトラフ」ニテ滅菌シテ反應ヲ中性トナシ、冷後〇・五プロセント (0.5%) ノ乳糖ヲ加ヘ各十立方センチメートル (10c.cm.) 宛試

験管二分與シ「アフトラフ」ニテ十五「ボンド」ニ十五分、又ハ「コッホ」氏蒸氣消毒釜ニテ三十分宛三日間消毒ス。

一、遠藤氏寒天平板培養法

檢水一立方センチメートル (1c.cm.) ヲ「ペトリ」氏皿ニ注キ豫メ溶解シタル遠藤氏寒天培養基ヲ加ヘ、靜カニ動搖シテ能ク混和セシム。

培養溫度及ヒ聚落數計算ハ前記ニ從フ、但シ聚落ハ遠藤氏寒天培養基ヲ赤變スルモノノ中大腸菌トシテノ其他ノ性質ヲ具備スルモノノミヲ計算スヘシ。

二、推定試験

イ、酸酵管ニ檢水ノ適量ヲ容レ次ニ檢水ノ少クトモ三倍量ノ乳糖加「ペプトン」水ヲ加フ。

ハ、是等ノ酸酵管ヲ三十七度ニ於テ四十八時間培養シ、二十四時間、四十八時間毎ニ檢シ、瓦斯發生量ヲ記スヘシ、其ノ記入ノ要項ハ次ノ如シ。

- 1、瓦斯發生ノ有無
- 2、閉管部ノ十プロセント (1%) 以下ノ瓦斯發生量、
- 3、閉管部ノ十プロセント (1%) 以上ノ瓦斯發生量、
- ハ、二十四時間以内ノ瓦斯發生量カ酸酵管ノ閉管部ノ十プロセント (10%) 以上ナル時ハ推定試験

陽性ナリトス。

ニ、二十四時間ニテ瓦斯發生量皆無ナルカ、或ハ十ブロセント(10%)以下ナレハ更ニ二十四時間培養ヲ持續ス。

ホ、四十八時間培養後瓦斯發生ナキ場合ハ試験ハ陰性ナリトス。

三、部分的確定試験

イ、四十八時間培養後檢水ノ少量ヨリ瓦斯發生ヲ示ス所ノモノニツキ、遠藤氏培養基ニテ平板培養ヲ作ル。例ヘハ試験ニ用ヒタル水ノ量カ十立方センチメートル(10c.cm.)一立方センチメートル(1c.cm.)、〇・一立方センチメートル(0.1c.cm.)ナル時瓦斯ノ發生カ十立方センチメートル(10c.cm.)、一立方センチメートル(1c.cm.)ノモノニ於テ發生シ、〇・一立方センチメートル(0.1c.cm.)ニ發生セサル時ハ此ノ試験ハ只一立方センチメートル(1c.cm.)ノモノニツキ行フ。
ロ、平板ハ三十七度、十八乃至二十四時間培養ス。
ハ、此ノ時間内ニ平板上定型的赤變聚落ヲ見ル時ハ部分的確定試験ハ陽性ナリトス。
ニ、併シ二十四時間以内ニ定型的聚落カ現ハレサル場合ト雖モ、必ラスシモ陰性ナリト決定スルヲ得ス、何トナレハ大腸菌ハ遠藤氏培養基ニ於テ其ノ出現カ徐々ナル事アルヲ以テナリ。斯カル場合ハ次ノ試験ヲ行フヘシ。

四、完全試験

イ、前二項ノ遠藤平板培養ヨリ定型的聚落ヲ少クトモ、二個鈎菌シ、各々寒天斜面及ヒ乳糖肉汁醱酵管培養ヲ行フ。
ロ、前二項ニ於ケル二十四時間以内ニ遠藤氏平板上ニ定型的聚落ヲ生セサル場合ハ更ニ二十四時間培養シ、然ル後例ヒ定型的ノモノナラストモ、最モ大腸菌ニ近キ聚落ヲ少ナクトモ、二個鈎菌シテ寒天斜面ト乳糖肉汁醱酵管試験ヲ行フ。
ハ、斯クシテ接種シタル乳糖肉汁醱酵管ハ瓦斯發生カ生スル迄培養シ(但シ四十八時間ヲ超過スル要ナシ)寒天斜面ハ三十七度、四十八時間培養ス。乳糖肉汁ニ於テ瓦斯ヲ發生シ、且ツ顯微鏡的試験ノ結果無芽胞性桿菌ヲ證明スル時ハ陽性、然ラサル場合ハ試験ノ結果ハ陰性ナリトス。

●統計諸表様式 (大正十五年第二十三回會議ニ於テ改正議決)

第一、工事、工費並規模 前年度末現在

【備考】

- (一) 増設ノ分ニ對シテハ第一、第二、第三ノ順ヲ逐ヒ其ノ起工、竣工年月ヲ列記スルコト
- (二) 計畫中又ハ工事中ノモノハ「工費」欄ニ豫算ヲ掲ケルコト
- (三) 豫定給水人口、豫定一人一日平均給水量、極度一日總給水量ハ創設及擴張ヲ合シタル現在設備ニ依ルモノヲ記入スルコト

水道名	起工年月	竣工年月	工費	計
			豫定給水人口	豫定一人一日平均給水量
			極度一日總給水量	極度一日總給水量

第二、水源、水路 前年度末現在

(其一) 水源

水道名	河又、湖沼等ノ名稱	表面水、伏流水、地下水等ノ區別	最大湧水時季水量	取入方法	摘要
-----	-----------	-----------------	----------	------	----

(其二) 鑿井

水道名	個數	口徑	井ノ深	一晝夜最大水量	一晝夜最少水量
-----	----	----	-----	---------	---------

(其三) 原水貯水池

水道名	池數	堰堤ノ體質	總高	貯長	滿水面下ノ深	總貯水量	總水面積
-----	----	-------	----	----	--------	------	------

(其四) 導水路

水道名	取	總延長	上幅	下幅	水深	水管ノ口径	管内譯
-----	---	-----	----	----	----	-------	-----

第三、淨水場 前年度末現在

(其一) 沈澄池

水道名	池數	總容積	上部長	下部長	上幅	下幅	總深	有效水深
-----	----	-----	-----	-----	----	----	----	------

(其二) 濾過池

源 水	沈澄池	濾過池	市内栓

水道名	給水区域内總戸口數		水道使用戸口數		堀井又ハ河水等使用戸數	堀井數	堀井又ハ河水等ノ水質概況
	戸數	人口	戸數	人口			

第八、水道ト河井トノ使用比較

前年度末現在

水道名	經常費決算				配水總量 立方 米 對 スル 實 費	配水一立方 米對 スル 實 費
	事務費	水源水路費	淨水場費	水管維持費		

第七、配水實費

前年度末現在

水道名	支 出				雜 支 出	合 計
	事務費	水源水路費	淨水場費	水管維持費		

(其二) 支 出

水道名	放任給水料		普通計量		特別計量		共用計量		雜 收 入	合 計
	專用栓	共用栓	計量	特別計量	共用計量	雜 收 入				

第十、源水濾過水比較試驗成績

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲クルコト

第九、水質試驗表

【備考】 數位小數ハ三位迄ヲ掲クルコト

(其一) 濾過水質試驗成績

水道名	昭和 年		
	一月	二月	三月
試色	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
濁度	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
臭味	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
反應	酸性「アルカリ」性	弱「アルカリ」性	弱「アルカリ」性
格魯兒	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
硫酸	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
亞硝酸	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
亞硝酸母	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
硬度	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
固形物	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
總量	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
過滿酸	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
加色	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
細菌	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
細落	數 高低均	回 最平	驗 度 { 最平
備考			

水道名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
試色										
濁度										
臭味										
反應										
格魯兒										
硫酸										
亞硝酸										
亞硝酸母										
硬度										
固形物										
總量										
過滿酸										
加色										
細菌										
細落										
備考										

水道名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
試色										
濁度										
臭味										
反應										
格魯兒										
硫酸										
亞硝酸										
亞硝酸母										
硬度										
固形物										
總量										
過滿酸										
加色										
細菌										
細落										
備考										

(其二)

各種水質試驗成績

昭和

年

自一月至十二月

水道名										水道名		
平均	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年次人口	
											戸數	
											給水栓數	
											患者	虎列拉
											死亡	腸窒扶斯
											患者	赤痢
											死亡	
											患者	三病
											死亡	總數
											患者	萬人
											死亡	人口
											患者	對十
											死亡	總數
											患者	萬人
											死亡	人口
											患者	對十
											死亡	
											患者	備考
											死亡	

第十一、水ニ因スル三病比較表

水道名												水道名		
平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	昭和年	
													降雨量	
													源水	細菌數
													濾水	格魯兒量
													源水	ンカ
													濾水	消メ
													源水	費レ
													濾水	量オ
													源水	固形物總量
													濾水	
														備考

(水道名)

(十二) 水質完全分析成績 年 月 日

檢水種類	源 水					濾 過 水				
	春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均
試驗季節										
試驗月日										
溫度	水					氣				
濁色										
臭										
反應	アルカリ度					酸度				
クロール										
硫酸 (SO ₃)										
硝酸 (N ₂ O ₅)										
亞硝酸 (N ₂ O ₃)										
アムモニア性窒素										
蛋白アムモニア性窒素										
過マンガン酸カリウム消費量										
硬度	一時硬度					永久硬度				
蒸發殘渣										
鉛 (Pb)										
鐵 (Fe)										

● 上水道職工工夫取締同盟規約

- 第一條 上水協議會ニ加盟セル各廳相互ノ便益ヲ謀ル爲上水工事ニ使役スル職工工夫ニ關シ本同盟規約ヲ締結ス
- 第二條 本規約ニ於テ職工工夫ト稱スルハ鐵工、鉛工其他ノ職工工夫ヲ云フ
- 第三條 同盟各廳ハ職工工夫ノ需用又ハ不用ニ關シ相互通知ヲ以テ融通上ノ利便ヲ謀ルノ義務ヲ有ス
- 第四條 從前他ノ同盟應ニ於テ使役シタル職工工夫ヲ傭使セントスルトキハ最近使役應ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス但シ一箇年間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス
- 第五條 不都合ノ行爲アリタル職工工夫ヲ解傭シタルトキハ同盟各廳ハ互ニ即時通知スルノ義務ヲ有ス但シ本條ノ職工工夫ハ滿一箇年間各廳ニ於テ使役スルコトヲ得ス
- 第六條 同盟應ヨリ職工工夫需用ノ通知ヲ受ケタルトキハ其需用ヲ充タシタル後ニアラサレハ同盟應以外ノ需用ニ應スルコトヲ得ス
- 第七條 他ノ同盟應ニ就職中ノ職工工夫ヲ採用セシコトヲ發見シタルトキハ直チニ解傭スヘシ
- 第八條 同盟各廳ニ於テ職工工夫ノ待遇上ニ關シ設定セル規定(内規ヲ含ム)ハ互ニ通知スヘシ
- 第九條 同盟應ニシテ本規約ニ違背ノ行爲アリタルトキハ其關係應又ハ之ヲ知リタル應ヨリ上水協議會ニ報告シ其ノ處分方ノ決議ヲ請求スルモノトス

第十條 同盟以外ノ應ニ本同盟規約ニ牴觸ノ行爲アリタルトキハ前條ノ手續ニ依テ上水協議會ヨリ當該應ニ警告ヲ與フルモノトス

●加盟各所ハ加盟ノ際濾過用細砂及水菌培養ヲ交換スルコト

但シ砂種ヲ變換シ又ハ新ニ水菌種ヲ得タルトキハ追加分配スルコト

●當番所ハ開會ノ際當年ノ萬國原子量表ヲ分配スルコト

●加盟各所ハ每年上水協議會ニ於テ水道使用條例ヲ交換スルコト

●當番所ハ陸海軍省醫務局、内務省並東京、京都、東北及九州ノ各大學へ案内スルコト

●統計類及議事録配付部數 (第十九回上水協議會ニ於テ決定)

一、議事録

一箇所二部、外ニ各出席員ニ一部宛トス

二、統計類

一箇所最少三部トシ各會員ノ會費負擔額ニ按分シテ其ノ部數ヲ定ム但シ計算上一部當ニ滿タサル會費額ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ半額以上ノモノハ之ヲ一部トシ半額ニ滿タサルモノハ切

捨ッ

以上部數ノ外配本ヲ希望スルモノニハ實費ヲ以テ願ツコトヲ得

上水協議會ノ職員

理事 昭和二年十月第二十四回
上水協議會ニ於テ改選重任

東京市長 市來乙彦

東京市助役 荒木孟

輔佐

東京市收入役 見山正賀

東京市水道局長 小川織三

東京市主事 大堀佐内

同 荒牧練太郎

東京市事務員 原田與作

同 西岡義男

同 鈴木茂

同 石瀬與作

大野重春

主事 大正十年十二月二十一日囑託
書記 同 十三年一月二十九日囑託
同 同 十一年十一月十日囑託
同 同 十三年一月二十九日囑託
同 同 十四年四月十八日任命
同 同 十五年六月十六日任命
雇 昭和二年四月十五日任命

昭和三年度上水協議會歳入出豫算 (第二十四回上水協議會議決)

歳入

一金壹萬八千五百貳拾參圓

歳入豫算總額

歳出

一金壹萬八千五百貳拾參圓

歳出豫算總額

差引殘金ナシ

昭和三年度上水協議會豫算

歲入

豫算		豫算		豫算		豫算	
科	款	項目	豫算額	種目	金額	附	記
一 上水協議 會費收入		一 會費收入	一七、二七	一 會費收入	一七、二七		
		二 利子收入	七〇	一 預金利子收入	七〇		
		三 雜收入	五六	一 印刷物實費 一 配付收入	五六		
			一八、五三				

歲出

經常部

豫算		豫算		豫算		豫算	
科	款	項目	豫算額	種目	金額	附	記
一 上水協議 會費		一 事務費	一〇、六六	一 給料	二、八〇	書記雇員給 三人	月俸平均八〇
		二 會議費	三、三五	二 雜給	二、五八	筆生一人 手當	日給一圓五〇
			一四、四三				
				三 需用費	五、一六	備品消耗品 通信及郵送費 印刷	二〇〇 二五〇 四七〇
				四 雜費	一〇〇		
				一 諸費	一、四〇		
				二 消耗品	二〇〇		
				三 印刷	三五〇		

豫算	科	款	項目	豫算額	種目	金額	附	種別及箇數	單位	金額	記
經常部計			三 豫備費	500							
					四 諸手當	500					
					五 速記料	675					
					六 雜費	200					
臨時部計				1,443							

臨時部

豫算	科	款	項目	豫算額	種目	金額	附	種別及箇數	單位	金額	記
				1,550							
					一 印刷	1,100					
					二 通信及郵送費	100					
					三 雜費	150					
					一 事務費						
					二 調查費						
					一 委託調查費	2,500					
					二 雜費	50					
臨時部計				4,100							
合計				18,533							

昭和二年 上水協議會豫算對照表

昭和三年 歲入

豫算項目	昭和二年	昭和三年	二年度ニ比シ増減(△)	說
一、會費收入	12,269	17,227	4,958	本項ノ増加ハ會員ノ増加(一五箇所)及昇級(四箇所)並給水開始(三箇所)ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルト豫算増額ニ伴ヒ會費ヲ増額シタルニ由ル
二、氣水費及排水費				
一 事務費	50		50	
二 調查費	2,500		2,500	
臨時部計	4,100		4,100	
合計	18,533		18,533	

豫算項目	昭和二年度	昭和三年度	二年度ニ比シ増減(△)	説明
一、利子収入	七〇〇	七〇〇	〇	本項ノ増加ハ積立金及本年度豫算増加ニ對スル利子ヲ見込ミタルニ由ル
二、雜收入	七六四	五五六	△	
計	一三、七五三	一八、五五三	四、七〇〇	
				本項ノ減少ハ前年ノ實績ニ鑑ミ印刷物實費配付収入ヲ見込ミタルニ由ル

歳出

一、事務費	九九七	一〇、六五六	六八八	本項ノ増加ハ筆生一名雇入レニ要スル費用並印刷費ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
二、會議費	三、三六五	三、三六五	〇	
三、豫備費	四一八	四〇〇	△	
計	一三、七五三	一四、四三三	六七〇	

昭和二年度 昭和三年度 加盟各所負擔額對照表

級別	昭和二年度	昭和三年度	二年度ニ比シ増減(△)	備考
一級 (監警中 社費又ハ工費中)	二八、八三〇	三六、一九四〇	七、三二〇	

級別	昭和二年度	昭和三年度	二年度ニ比シ増減(△)	備考
二級				
三級				
四級	三三、六三〇	二七、九五〇	五、五三〇	
五級	二〇〇、五六〇	二四九、九六〇	四九、四〇〇	
六級	一七、四九〇	三二、一九六〇	四三、四七〇	
七級	一五、六四三〇	一九三、九七〇	三七、五四〇	
八級	一三、四、三六〇	一六五、九七〇	三二、六一〇	
九級	一一、二、二九〇	一三七、九八〇	二五、六九〇	九級中八箇所ハ一三七圓九七〇トス
十級	九〇、二三〇	一〇九、九八〇	一九、七五〇	

昭和三年度上水協議會會費負擔額調

(△印ハ計畫又ハ工事中
 (加盟所名欄冒頭ノ〇印ハ前年度豫算編成後新加入所)

加盟所名	昭和元年末現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
東京市	四四九,七〇〇	一	一〇〇	八一九八五	二七九九五	三六一,九四〇
京都市	一三五,九九九	一	六〇	八一九八五	一六七九七五	二四九,九六〇
大阪市	四九七,〇三二	一	一〇〇	八一九八五	二七九九五五	三六一,九四〇
神戸市	九三,〇六三	六	五〇	八一九八五	一三九,九七五	二二,九六〇
横濱市	一三九,六三九	五	六〇	八一九八五	一六七,九七五	二四九,九六〇
名古屋市	一七七,二六四	四	七〇	八一九八五	一九五,九六五	二四九,九六〇
小樽市	三,六〇〇	三	四〇	八一九八五	一一,一九八五	一九三,九七〇
室蘭市	二七,二〇七	三	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
釧路市	一〇,四二二	二	三〇	八一九八五	三三,九八五	一六五,九七〇
八王子市	八,二七三	二	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
目黒町	九,三九一	二	二〇	八一九八五	二七,九九五	一〇九,九八〇
目黒町	一一,三六〇	二	二〇	八一九八五	二七,九九五	一〇九,九八〇
目黒町	一九,八三二	二	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
青森市	一,九〇〇	五	五	八一九八五	一三,九九五	九五,九八〇

峰山町	九一	十	一〇	八一九八五	二七,九九五	一〇九,九八〇
堺市	二四,七三九	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
横須賀市	一八,〇七二	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
川崎市	一六,七九四	九	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
尼崎市	九,八五九	九	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
西宮市	八,〇〇六	九	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
高砂市	三,四三二	七	一〇	八一九八五	二七,九九五	一〇九,九八〇
長崎市	三,四六五	七	四〇	八一九八五	一一,一九八五	一九三,九七〇
佐世保市	一八,三三六	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
新潟市	三,二九八	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
新潟市	三,七七九	八	五	八一九八五	一三,九九五	九五,九八〇
長岡市	九,八四七	九	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
高田市	五,五七七	九	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
前橋市	一五,〇九〇	八	一五	八一九八五	四一,九九五	一三三,九八〇
高崎市	一〇〇,七二	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
沼田町	二,五〇七	十	一〇	八一九八五	二七,九九五	一〇九,九八〇
水戸市	九,七五二	九	二〇	八一九八五	五五,九九五	一三七,九八〇
宇都宮市	一五,五二四	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇
奈良市	一〇,二八六	八	三〇	八一九八五	八三,九八五	一六五,九七〇

加盟所名	昭 和 元 年 末 在 戶 數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
五所川原町	一,五〇五	十	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
山形市	一〇,三三三	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
秋田市	八,一〇七	九	三〇	八一九八五	五五九九五	一三七九八〇
福島市	一四,二八四	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
金澤市	三三,〇六三	七	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九八〇
鳥取市	七,〇八九	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
米子市	六,八四三	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
岡山市	九,三七二	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
松江市	二七,九一八	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
倉敷市	三,三三七	十	二〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
廣島市	五,六二七	六	五〇	八一九八五	一三九九七五	三二一九六〇
吳市	二八,九八二	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
尾道市	六,四九六	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
福山市	七,四八九	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
下關市	二,七四九	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
宇部市	一五,四二六	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
和歌山市	二,二五七	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
徳島市	一七,九〇七	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
高松市	一六,一四五	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇

加盟所名	昭 和 元 年 末 在 戶 數	級 別	按 分 率	半 額 均 分 額	按 分 額	合 計 負 擔 額
津橋市	一〇,八七一	八	一五	八一九八五	四一九九五	一三三九八〇
豊橋市	一五,四四三	八	一五	八一九八五	四一九九五	一三三九八〇
濱松市	一九,〇〇八	八	一五	八一九八五	四一九九五	一三三九八〇
熱海市	一,七五三	八	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
甲府市	一五,七〇二	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
大谷町	一,五四〇	十	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
長野市	七,七八八	八	二〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
上野市	一三,三五七	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
上田市	一三,二二四	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
諏訪市	六,五三七	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
上臺町	四,二〇六	十	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
仙臺市	二七,七三二	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇
鹽釜市	二,五〇〇	十	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
福島市	七,六二三	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
若松市	七,九二一	九	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
郡山市	八,四三四	九	二〇	八一九八五	五五九九五	一三七九七〇
平山町	四,六二〇	十	一〇	八一九八五	二七九九五	一〇九九八〇
青森市	一三,七二五	八	三〇	八一九八五	八三九八五	一六五九七〇

加盟所名	昭和元年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按 分 額	合計負擔額
丸龜市	六,二五六	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
宇和島市	八,六四六	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九八
高知市	一九,〇六九	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
福岡市	二七,九一七	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
久留米市	一五,〇八五	八	一五	八,一九八五	四一,九九五	一三,九九八
門司市	一九,九四八	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
小倉市	二二,一〇八	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
若松市	一〇,六二〇	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
大牟田市	一三,九三一	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
飯塚市	六,七九〇	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
大分市	九,九六〇	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
別府市	七,七七一	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
佐賀市	八,一七九	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
熊本市	二七,一五七	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
鹿兒島市	二四,九八六	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
那覇市	一五,五〇〇	八	一五	八,一九八五	四一,九九五	一三,九九八
朝鮮總督府	—	六	一〇	八,一九八五	二七,九九五	三六,一九四〇
京城府	六八,八六三	六	五〇	八,一九八五	一三九,九七五	三二,一九六〇

加盟所名	昭和元年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按 分 額	合計負擔額
仁川府	二,一九〇七	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
群山市	五,二〇七	八	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
大邱府	一八,一一九	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
釜山府	二二,七五六	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
平壤府	二七,八〇五	八	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
鎮南府	六,八二三	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
元山府	七,一八九	九	二〇	八,一九八五	五五,九八五	一三,七九七
臺灣總督府	—	一	一〇〇	八,一九八五	二七,九九五	三六,一九四〇
關東廳	四,五六〇	一	一〇〇	八,一九八五	二七,九九五	三六,一九四〇
豐原町	四,九一一	十	一〇	八,一九八五	一三,九九五	一〇,九九〇
大泊町	一四,一八八	十	五	八,一九八五	一三,九九五	九,九九〇
荒玉水道町村組合	一四,一八八	五	三〇	八,一九八五	八三,九八五	一六,五九七
江戸川上水町村組合	一三,五三二	五	六〇	八,一九八五	一六七,九七五	二四,九九六
南滿洲鐵道株式會社	—	一	一〇〇	八,一九八五	二七,九九五	三六,一九四〇
玉川水道株式會社	一〇〇,四三七	五	六〇	八,一九八五	一六七,九七五	二四,九九六
小田原電氣鐵道株式會社	一三二	一〇	一〇	八,一九八五	二七,九九五	一〇,九九〇
江之島水道株式會社	二,三五三	十	一〇	八,一九八五	二七,九九五	一〇,九九〇
計 百五箇所	—	—	三〇七五	八,六〇八,四二五	八六〇,八五七五	一七,二七〇〇〇

上水協議會財產目錄

(昭和元年度末現在)

一、準備積立金

一金六千參百八拾七圓七拾壹錢

二、備品

品名	數量	價格	摘要
手提金庫	一個	二六〇〇	
謄寫版	二組	六七〇〇	
書類戸棚	三組	二五〇〇〇	
印箱	一個	三・二〇〇	
肉池(朱肉共)	一個	三・四五〇	
日附印	一組	一三・〇〇〇	
木印	理事印外一〇個	九五五〇	
ゴム印	二個	・九〇〇	

三、消耗品

コムパス	一個	四・一〇〇	
分割器	一個	二・〇〇〇	
三角定規	一組	一・七〇〇	
ホッチキス(自動紙綴器)	一個	一九・三〇〇	
珈琲茶碗(ニツケル盆皿匙付)	三組	一五・六〇〇	
簿記帳	二冊	六・八〇〇	
計算器(アリスモス)	一臺	六〇〇・〇〇〇	
計		九四四・三〇〇	

品名	數量	價格	摘要
上水道統計及報告第一號	三〇部	三〇・〇〇〇	
同 第二號	三七部	一一・〇〇〇	
同 第三號	九部	八・八二〇	

品名	數量	價格	摘要
同 第四號	四四部	一三八・一六〇	
同 第五號	四五部	一〇三・五〇〇	
同 第六號	三七部	一三〇・二四〇	
同 第七號	二四部	九六・〇〇〇	
同 第八號	五二部	二〇八・〇〇〇	
同 第九號	三六部	二九六・〇〇〇	
第十九回上水協議會議事錄	一六部	四八・〇〇〇	
第二十回上水協議會議事錄	五二部	二一七・〇〇〇	
第二十一回上水協議會議事錄	八三部	一四五・二五〇	
第二十二回上水協議會議事錄	一〇〇部	一八〇・〇〇〇	
協定水道用鑄鐵管規格書	三六二部	八八六・九〇〇	
郵便はがき	五枚	〇・七五	
郵便切手一錢	三八枚	三六〇	

七〇

同	二錢	二一九枚	四三六〇	
同	三錢	二一四枚	六四二〇	
同	五錢	七〇枚	三・五〇〇	
同	十錢	三〇枚	三・〇〇〇	
同	二十錢	六〇枚	一・二〇〇〇	
計			二・三六二・三五	

自昭和三年度至昭和四年度 制水弁及排氣弁調査費繼續年期及支出方法

(第二十四回上水協議會議決)

一金五千八百八拾參圓

制水弁及排氣弁調査費

内譯

金貳千五百五拾圓

昭和三年度支出額

金參千參百參拾參圓

昭和四年度支出額

(説明)

本件ハ第二十二回及第二十三回上水協議會ノ決議ニ依リ制水弁及排氣弁ノ規格制定方工學會ニ依頼スル爲之カ所要經費ヲ計上ス

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費支出計算表

科 款	項目	昭和三年度		昭和四年度		計
		支出額	種目	金額	附	
一 制水弁及排氣弁調査費	一 事務費	五〇	三、三三三	八三三	五、八八三	
	二 調査費	二、五〇〇		二、五〇〇	五、〇〇〇	

自昭和三年度至昭和四年度制水弁及排氣弁調査費支出計算表説明

科 款	項目	支出額		種目		金額	附	種別及箇數	單位	金額
		五、八八三								
一 制水弁及排氣弁調査費										

大正十五年昭和三十五年上水協議會歲入出決算 (第二十四回上水協議會議決)

科 款	項目	支出額		種目		金額	附	種別及箇數	單位	金額
		五、〇〇〇								
一 事務費										
二 調査費										

歲入

一金貳萬四千五百參拾參圓參拾七錢

歲入決算高

歲出

一金壹萬參千貳百五拾圓六拾四錢

經常部決算高
臨時部決算高

一金七千六百六拾貳圓拾六錢
合計金貳萬九百拾貳圓八拾錢

歲入出差引
殘金參千六百貳拾圓五拾七錢

内
 金貳千貳百七拾四圓拾貳錢
 内
 金貳千貳百七拾四圓拾貳錢
 差引殘金壹千參百四拾六圓四拾五錢

翌年度へ繰越高
 臨時部繰越額
 大正十五年
 昭和元年 度剩餘金

大正十五年
 昭和元年 度上水協議會歲入出決算
 歲入

(△印ハ不足ヲ示ス)

科目	款項	豫算額	決算額	超過又 ハ不足	種目	豫算額	決算額	附記		摘要
								利別及 箇數	單位 金額決算	
上水協議會 費收入	一 會費收	二、八七七、〇〇〇	二、八七七、〇〇〇		第二十二回及第二十三回上水協議會議決					本市未納ノ超過セシハ會費一箇所熱海
	二 利子收	三、三〇〇	六、九四七、〇〇〇	△三、六四七、〇〇〇	預金利子 收入	三、三〇〇	六、九四七、〇〇〇			本市未納ノ超過セシハ會費一箇所熱海
	三 雜收入	一、三〇〇、〇〇〇	一、四六三、三三三	△一、三三三、三三三	印刷物實 費配付收 入 過年度會 費收入	一、三〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三			本市未納ノ超過セシハ會費一箇所熱海
										本市未納ノ超過セシハ會費一箇所熱海

科目	款項	預算額	決算額	超過又 ハ不足	種目	說明	附屬	單位	金額	預算	決算	摘要
一線	越金	八、二〇六、〇〇〇	八、二〇六、〇〇〇	〇	第二十二回上水協議會議決							
一線	前年度 越金	八、二〇六、〇〇〇	八、二〇六、〇〇〇	〇	第二十三回上水協議會議ニ於テ議決							
三線	入金	二、二九〇、〇〇〇	二、二九〇、〇〇〇	〇	第二十三回上水協議會議ニ於テ議決							
一線	積立金	二、二九〇、〇〇〇	二、二九〇、〇〇〇	〇	積立金處							
一線	積立金	二、二九〇、〇〇〇	二、二九〇、〇〇〇	〇	分線入							
歲入	合計	二四、〇八六、〇〇〇	二四、〇八六、〇〇〇	〇								

歲出
經常部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	款項	預算額	決算額	超過又 ハ不足	種目	說明	附屬	單位	金額	預算	決算	摘要
一線	上水協議會費	二、二九〇、〇〇〇	二、二九〇、〇〇〇	〇	第二十二回上水協議會議決							
一線	給料	二、二九〇、〇〇〇	二、二九〇、〇〇〇	〇	書記二人 十二箇月 平均 月俸九〇圓							本項ノ殘餘ヲ生セシ ハ第一目及第三目ニ

科目	款項	預算額	決算額	超過又 ハ不足	種目	說明	附屬	單位	金額	預算	決算	摘要
一線	事務費	八、二〇六、〇〇〇	九、九六三、〇〇〇	一、七五七、〇〇〇	雜給				一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
二線	需用費	二、二九〇、〇〇〇	六、九六八、〇〇〇	四、六七八、〇〇〇	雜費				六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
三線	諸費	一、六〇〇、〇〇〇	一、四三九、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇	諸費				一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
四線	消耗品	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	消耗品				一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
五線	印刷	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	印刷				一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
六線	諸手当	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	諸手当				一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
七線	雜費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	雜費				一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	於テ豫定迄ヲ要セサ リシニ由ル但第二目 ニ於テハ事務多忙ノ 爲ニ時間外勤務多カ シト會外開地字郊 市ヲ京府ニ變更 セラレタル爲旅費増 額ヲ要シ超過セリ
八線	會議費	三、三三〇、〇〇〇	三、八六三、〇〇〇	五三三、〇〇〇	會議費				三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	本項ノ超過セシハ建 議實行ノ超過セシハ 爲ニ外委員會開催ノ 一六ニ由ル支ア 一六ニ由ル豫備費充 一六ニ由ル豫備費充

水道經營機關目次

一、東京市	二、京都市	三、大阪市	四、橫濱市	五、神戸市	六、名古屋市	七、函館市	八、小樽市	九、室蘭市	一〇、釧路市	一一、八王子市	一二、目黒町	一三、澁谷町
一四、峰山町	一五、堺市	一六、横須賀市	一七、川崎市	一八、尼崎市	一九、明石市	二〇、西宮市	二一、高砂町	二二、長崎市	二三、佐世保市	二四、新潟市	二五、長岡市	二六、高田市
二七、新發田町	二八、前橋市	二九、高崎市	三〇、沼田町	三一、水戸市	三二、宇都宮市	三三、津市	三四、豊橋市	三五、濱松市	三六、甲府市	三七、谷村町	三八、大津市	三九、長野市
四〇、松本市	四一、上田市	四二、上諏訪町	四三、仙臺市	四四、鹽釜町	四五、福島市	四六、若松市	四七、郡山市	四八、平町	四九、青森市	五〇、五所川原町	五一、山形市	五二、福井市
五三、金澤市	五四、鳥取市	五五、米子市	五六、松江市	五七、岡山市	五八、倉敷市	五九、廣島市	六〇、尾道市	六一、福山市	六二、下關市	六三、宇部市	六四、和歌山市	六五、徳島市

水道經營機關目次

水道經營關係職員

昭和三年四月一日現在

六、京城府	五、鹿兒島市	五、佐賀市	七、別府市	五、大分市	五、飯塚町	南、大牟田市	三、若松市	三、小倉市	七、門司市	吉、久留米市	六、宇和島市	六、丸龜市	六、高松市
五、江村組	五、荒玉組	三、大泊町	三、豐原町	三、關東廳	三、臺灣總督府	八、朝鮮總督府	六、元山府	七、新義州府	六、鎮南浦府	五、平壤府	四、釜山府	三、大邱府	三、仁川府
												六、株式南滿洲鐵道會社	六、株式滿洲鐵道會社

一、東京市水道局

水道局長	庶務課長	給水課長	工事課長	淨水課長	水源林事務所長	庶務課庶務掛長	同 調度掛長	同 量水器掛長	同 試驗掛長	同 業務掛長	同 料金掛長	同 計理掛長	給水課工務掛長	同 設計掛長
局長	主事	技師	技師	技師	主事	主事	技師	技師	技師	主事	主事	技師	技師	技師
小川 織三	大堀 佐内	阿部 努	小野 基樹	岩崎 富久	兒玉 晋	荒牧 練太郎	清水 義俊	松本 津	田島 房四郎	神田 眞	草刈 新兵衛	福原 敬治	牟田 寅次	木代 嘉樹

水道經營關係職員

二、京都市保健部水道課

八一

東京市衛生試驗所

同給水工事掛長	同鐵管工事掛長	同第一工事掛長	同第二工事掛長	同 計畫掛長	淨水課事務掛長	同 淨水掛長	同 機關掛長	衛生試驗所長	理化學試驗主任	顯微鏡主任
同	同	技師	技師	技師	技師	技師	技師	所長事務	技師	技師
安西 景一郎	永井 純一	武藤 麒一	島田 行吉	仲田 聰治郎	菅原 正志	眞殿 燿	仲田 聰治郎	橫手 千代之助	佐々木 仁	酒井 菊雄

保健部長 市川達次郎
水道課長 能見光男
技師 平井砂

京都市衛生試験所

衛生試験所長 原田四郎
理化學試験主任 川村敏行
顯微鏡細菌試驗主任 増田八十八

三、大阪市水道部

部長 島崎孝彦
庶務課長 安川勝太郎
庶務主任 堀口周吉
同 計理係主任 同 堀口周吉
同 徴收係主任 同 堀口周吉
同 計量係主任 同 堀口周吉
技術課長 田中源一
技術掛主任 竹内理一
同 水源係主任 藤田弘直
同 森脇淡四郎

同配水管係主任 土井彌一
給水課長 土井彌一
給水係主任 千賀昇太郎
倉庫係主任 檜垣萬次郎
同 工事係主任 行徳直誠
同 水管係主任 森脇淡四郎
淨水所長 同

大阪市の衛生試験所

所長 藤原九十郎
理化學試験主任 谷田定男
顯微鏡細菌試驗主任 濱田良輔

四、横濱市水道局

庶務課長 堀江勝巳
給水課長 松浦壽清
同 同 大浦壽清
同 同 大野巖
同 同 菊池正彦
同 同 三田村寅吉

水質試験所主任 田村英一
理化學試験主任 同
顯微鏡細菌試驗主任 同

五、神戸市水道課

課長 關源三郎
技師 柴田茂

神戸市立衛生試験所

所長 小野克巳
理化學試験主任 森崎長次郎
顯微鏡細菌試驗主任 前山亮策

六、名古屋市水道部

部長 池田篤三郎
庶務課長 堀新吾
給水課長 近藤博
同 同 池田篤三郎

財産係主任 朝岡朝吉
經理係主任 米野伊七
購買係主任 植草兼吉
給水係主任 清水豐太郎
徴收係主任 坂垣龍三
工務係主任 岩元秀
復興係主任 重富潔
調査係主任 庭林音吉
配水管係主任 杉岡庸一
量水器係主任 林留雄
整理係主任 根本丹造
出納係主任 大柳昌次郎
倉庫係主任 石井權次郎
山下出張所主任 村山禮吉
神奈川出張所主任 川本四郎次
磯子出張所主任 中林清信
鶴見出張所主任 三好有造

横濱市水道局工務課水質試験所

水道經營關係職員

給水掛主任 同 原田 銓吉
 水道擴張事務所 同 小見 喜平
 工務掛主任 同 中 村 正
 水道擴張事務所 同 岡本 嘉十郎
 水道擴張事務所 主 事
 材料検査所主任

水質試験機関(名古屋水道部)

部 長 技 師 池田 篤三郎
 理化試験主任 技 手 田部 彦八郎
 顯微鏡細菌 同 人

七、函館市水道課

課 長 技 師 吉谷 一次
 庶務係主任 技 書 三浦 國夫
 工務係主任 技 手 成田 直藏

函館市水道課水質試験所

所 長 技 手 齋藤 與一郎
 理化試験主任 技 手 野 又 章

顯微鏡細菌 同 阿部 壯次
 試驗主任 囑 託

八、小樽市水道課

水道課長 技 師 德永 吉三
 庶務係主任 技 書 記 石田 陟

水質試験機関(小樽市立長橋病院ニ囑託)

九、室蘭市水道課

課 長 技 師 上田 重彌
 掛 長 技 書 記 葛岡 清人

水質試験機関

水質試験員 囑 託 市立室蘭病院藥劑長
 同 同 太田 鐵郎
 同 同 杉本 福太郎

一〇、釧路市水道事務所

所 長 技 師 須田 雄馬

工務掛長 技 手 澁谷 體藏

水質試験機関

理化試験主任 囑 託 釧路市立病院藥局長
 顯微鏡細菌 同 同 籠谷 義雄

一一、八王子市臨時水道部

部 長(兼)助 役 西原 貫一
 會計課長(兼)收入 役 梅澤 昌晴
 工務課長 技 師 中島 貞一郎
 庶務課長 技 書 記 長田 貢内

一二、目黒町水道部

部 長 助 役 須田 劍治
 庶務課長(兼)主 事 近野 篤
 出納課長 收入 役 鍋木 龍
 給水課長 員

水道經營關係職員

水質試験機関(東京市衛生試験所ニ委嘱)

一三、澁谷町水道部

町 長 藤田 信次郎
 水道部長(兼)助 役 高旨 菊藏
 庶務課長 主 事 平井 武雄
 給水課長 技 師 岩田 鶴市
 淨水課長 同 同 岩成 馬之助
 出納課長(兼)收入 役 同 仲田 聰治郎
 囑託技師

水質試験機関(東京市衛生試験所ニ依託)

一四、峰山町水道事務所

助 役 太田 靜男
 技 手 藤澤 太郎吉
 工 手 馬場 嶺吉
 書 記 宮成 龜之助

一五、堺市水道課

水道課長兼技師 大野廣吉
水道擴張部長兼技師 杉野長次
水道課庶務係主任兼技師 橫田律夫
工事係主任兼技師 豐田小三郎
淨水係主任兼技師

水質試驗機關

(堺市立三國丘病院ニ委嘱)

院長 醫師 大住義次
理化學試驗主任 調劑員 田中幹
顯微鏡細菌主任 醫師 堀万里

一六、横須賀市水道課

水道課長 主事 岩堀秀次郎
工務主任 技師 川島英助
庶務主任 主事補 武原周之助

水質試驗機關

(市立横須賀博愛病院ニ囑託)

院長 囑託 大林源治

一七、川崎市水道部

部長 技師 石井恒夫
庶務課長 主事 栗谷三男
工務課長 技師 勝目清二
經理課長(兼) 收入役 石井堅造
庶務係主任 書記 宇佐美弘一
徵收係主任 同 森田兼吉
給水係主任 同 和田貞三郎
會計主任兼書記 小泉定吉
用度計主任兼技師 佐々木榮治郎
工事係主任兼技師 山口伊左雄
淨水係主任 同

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 多田亮
顯微鏡細菌主任 同 大川國五郎

一八、尼崎市水道課

課長 技師 宮田常之丞

庶務主任 書記 寺山勉三
給水工事主任 技師 河瀬兵五郎
淨水場主任 同 大西祥次郎
巡視監督 書記 寺山勉三

尼崎市水質試驗所

理化學試驗主任 衛生技師 山本國禧
顯微鏡細菌主任 同 人

一九、明石市臨時水道部

部長 助役 別府靜輔
庶務係長 主事 宮澤匡
會計係長 收入役 田邊好
顧問技師 西出辰次郎

水質試驗機關

(兵庫縣ニ委嘱)

二〇、西宮市水道課

課長 主事 佐々木榮
水道經營關係職員

西宮市淨水道水質試驗所

理化學試驗主任 技師 古崎徳
顯微鏡細菌主任 市醫師 森克巳

二一、高砂町水道係

町長 山田知秀
助役 山本佐太郎
書記 岩崎誠一
書記補 釜谷竹一
技師 重台善太郎

水質試驗機關

(三菱製紙株式會社試驗室ニ依囑)

主任 技師 井上末吉

二二、長崎市水道課

課長 主事 鶴田與茂市
技師 山崎甚吾

水質試驗機關 書記 矢野源吾

理化學試驗主任 同 技師 筒井茂吉
顯微鏡細菌試驗主任 同 吉田豐馬
筒井茂吉

二三、佐世保市衛生課

衛生課長 主事 足立正人
工事係主任 技師 岡貞次
事務主任 書記 宮脇和三郎

水質試驗機關

理化學試驗主任 技師 吉本一郎

二四、新潟市水道課

水道課長 技師 清水新吉
水質試驗機關

水質試驗事務兼 技師 久保寬
理化學試驗主任 囑託技師 石濱文郷
顯微鏡細菌試驗主任 同

二五、長岡市水道課

水道課長(兼)主事 二日市貞一

水質試驗機關

囑託 中川治一郎
同 中川健次
助 手 相田辰七

二六、高田市水道課

水道課長 助役 山口保之
會計係主任 書記 鷺澤源貞
工事係主任 書記 青木亮
庶務係主任 主事 金子信治
技術顧問 技師 加藤傳七

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託技師 水澤郁次郎
顯微鏡細菌試驗主任 同 松井勝

二七、新發田町水道課

課長 技師 德力覺二郎
給水主任 書記 中野平太夫
唧筒主任 技師 久田萬吉

新發田町水質試驗所

理化學試驗主任 技師 東間重行
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

二八、前橋市臨時水道部

水道部長 技師 岡崎平三郎
庶務課長 主事 伊東保乃磨
會計課長 收入役 岡山歡太郎

二九、高崎市事業部

水道經營關係職員

事業課長 主事 天野優治
水道係主任 書記 宮前寅雄
工事係主任 書記 宇野米三郎
給水工事係主任 技師 稻垣芳
淨水場主任 技師 小林角次郎

水質試驗機關

(高崎市藥劑師會囑託)

理化學試驗主任 囑託藥劑師 眞名子 元之丞
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

三〇、沼田町第三課

課長 書記 梅澤槌太郎
工事主任 技師 矢野治三郎
庶務主任 書記 羽賀誠一

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託技師 生方直次
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

三一、水戸市土木課水道係

土木課長 主 事 加藤木常男
主任(兼技師) 後藤直彦
主任 書記 川崎清三郎

三二、宇都宮市工務課

課長 主 事 佐藤政右衛門
工務主任 技師 的場宇太郎
事務主任 主事補 福田善作

水質試験機關

(栃木縣警察部衛生課二)

衛生課長 栃木縣技師 齋藤俊雄
理化學試驗主任 衛生技師 田中玉雄
顯微鏡細菌主任 同 同 人

三三、津市水道部

部長 須山榮

三四、豐橋市臨時水道部

工務課長 技師 池田顯三郎
出張所長 同 豐田源一郎
同 同 野口章祥

水道部長 助役 横田忍
技師 長崎敏音
庶務課長 助役 横田忍
工務課長 技師 長崎敏音
庶務係長 主事 竹村吉之助
工務係長 技師 奈良茂樹
經理係長 書記 宮崎正夫
會計係長 同 白井靜太郎

三五、濱松市臨時水道部

部長 助役 高濱素
工務課長 技師 今村貫三
總務課長 書記 山田芳雄
主任 技師 竹下久太

三六、甲府市水道課

課長 技師 飯高新
庶務係長 書記 名取啓藏
監視係長 同 鹽澤廣重
工務係長 技師 田村安藏

水質試験機關

(山梨縣衛生検査所)

所長 主事 皆川明治
理化學試驗主任 検査員 齋藤勝
顯微鏡細菌主任 同 谷田秀實

三七、谷村町水道部

部長 町長 渡邊喜作
主任 書記 平井吉郎

三八、大津市水道課

課長 技師 塚本精太郎
庶務係 水道書記 百武保一

水道經營關係職員

三九、長野市水道部

工務課長 技師 岩根近太郎
上水係主任 書記 塚原正平

水質試験機關

理化學試驗主任 囑託 山岸藤三郎
顯微鏡細菌主任 同 繁田源信

四〇、松本市水道課

水道課長 市助 役長 小里 丸山 石川 武勝 丸山 武勝

四一、上田市水道部

主任 書記 久保 寶生

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 井上 柳 顯微鏡細菌主任 同 古谷 榮藏

四二、上諏訪町水道部

水道係主任 書記 藤森 俊夫 町助 役長 志賀 市藏 伊東 勝太郎 清水 祐甫

工務係主任 技師 廣木 政次郎 徵收係主任 書記 矢島 賢英 經理係主任 同 河合 秋實

四三、仙臺市水道部

經營課長 主事 佐々木 次郎太 工務課長代理 技師補 小川 清吉

水質試驗機關

理化學試驗主任 衛生技師 田澤 芳三郎 顯微鏡細菌主任 同 同 人

四四、鹽釜町水道係

水道係長 助役 三浦 源次郎

四五、福島市水道課

課長 主事 今泉 正記

水質試驗機關

工事主任 技師 石田 丑次郎 水質試驗主任 囑託 中田 貞次郎 理化學試驗主任 囑託 齋藤 光 顯微鏡細菌主任 同 齋藤 光 試驗主任 同 人

四七、郡山市水道課

課長 心得 技師 瀧田 篤治

郡山市水道水質試驗室

理化學試驗主任 囑託藥劑師 根本 善藏 顯微鏡細菌主任 同 同 人

四六、若松市臨時水道部

水道部長 助役 菊地 義道 工務課長 技師 齋藤 庄三 主任 技師 齋藤 清一 主事 技師 狩野 寅雄 技師 木村 剛一 同 原 芳男 同 薄井 勇治 同 加藤 卯一 同 我孫子 活壽 同 松本 正治

四八、平町水道課

課長 技師 香野 利一 庶務主任 書記 伊坂 道雄

平町水道水質試驗所

水質試驗所主任 技師補 松井 深 理化學試驗主任 同 同 人 顯微鏡細菌主任 同 同 人

四九、青森市水道課

課長 佐藤 晃
助役 石田 幸六
部長 工藤 敬一
係長 技手

水質試験機關

(青森縣衛生課ニ囑託)

青森縣衛生課長 高崎 壽市
理化學試驗主任 同 鎌田 長兵衛
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

五〇、五所川原町水道係

係長 堤 豐藏
書記 片岡 由松
技手 松野 秀五郎

水質試験機關

(青森縣衛生課ニ囑託)

青森縣衛生課長 高崎 壽市
衛生技手

五一、山形市水道部

部長 工藤 貞次
助役 柳 安仲
部長兼工務課長 木田 善之助
庶務課長兼書記 吉田 捨吉
庶務係主任 清水 桓
調度掛主任 沼野 義之
工務係主任 技手

水質試験機關

衛生技師 辻 岡 嶮
衛生技師 山口 清
衛生技師 辻 岡 嶮

五二、福井市水道部

部長兼工務課長 技師 木田 善之助
庶務課長兼書記 吉田 捨吉
庶務係主任 清水 桓
調度掛主任 沼野 義之
工務係主任 技手

水質試験機關

衛生技師 辻 岡 嶮
衛生技師 山口 清
衛生技師 辻 岡 嶮

五三、金澤市水道事務所

所長 吉川 一太郎
技師 石井 一夫
庶務係長心得 水道書記 生駒 巳一郎
會計係長 水道主事 高山 勇藏
工務係長 水道技師 細井 吉治郎

五四、鳥取市水道部

主事 佐竹 吉二
書記 德山 千代藏
經理主任 同 篠原 昇
工務主任 技手

水質試験機關

(鳥取縣衛生技術員ニ囑託)

理化學試驗主任 縣衛生技手 乾 敏彦
顯微鏡細菌試驗主任 同 井出 潔

五五、米子市水道部

水道部長 技師 金澤 力太郎
水道經營關係職員

理化學試驗主任 衛生技師 鎌田 長兵衛
顯微鏡細菌試驗主任 同 原田 松太郎

五六、松江市水道課

經理係主任 書記 山岡 定一
工務係主任 工手 本池 善太郎

水質試験機關

(財團法人米子病院ニ囑託)

財團法人 米子病院長 中村 悠藏
市長 高橋 節雄
助役 福田 源次郎
收入役 橋本 喜次郎
技師 八卷 重郎
庶務係主任 技師 佐々木 茂丸
工務係主任 技手 初島 葭江

水質試験機關

(鳥根縣衛生試驗所ニ囑託)

理化學試驗主任 技師 白江 久次郎
顯微鏡細菌試驗主任 同 清野 啓二

五七、岡山市水道課

課長 技師 森延太郎
 工務掛長 技師 森延太郎
 庶務掛長 書記 佐藤博
 倉庫掛長 員

岡山市衛生試驗所

所長 技師 安藤千秋
 理化學試驗主任 同 同
 顯微鏡細菌主任 同 同

五八、倉敷市水道課

課長 主事 藤岡只平
 庶務掛主任 書記 黑瀨史夫
 工務掛主任 技師 吉田英夫

五九、廣島市水道課

水道課長 技師 今中權六
 經理係主任 主事 後藤房男

淨水係主任 技師 竹地信夫
 工務係主任 技師 魚谷清一

廣島市立衛生試驗所

所長 技師 天野勳
 理化學試驗主任 同 服部宣元
 顯微鏡細菌主任 同 同

六〇、尾道市水道課

課長 主事 住吉健一

尾道上水道水質檢查所

檢查所主任 市醫 大口壽香
 理化學試驗主任 同 同
 顯微鏡細菌主任 同 同

六一、福山市水道課

課長 技師 松本篤衛

經理係主任 書記 瀧宮修一
 工務係主任 技師 鼓元一

水質試驗機關

(市立福山病院)

理化學試驗主任 技師 笠倉英之助
 顯微鏡細菌主任 技師 世良豐彦

六二、下關市水道課

水道課長 主事兼技師 横山信
 經理係主任 書記 藤井義介
 工務係主任兼擴張工務係長 技師 菱谷淺吉
 給水係主任 書記 弘本末吉

下關市衛生試驗所

市立高尾病院院長 技師 荒川常太郎
 兼衛生試驗所長 技師 齋藤憲
 理化學試驗主任 技師 同
 顯微鏡細菌主任 技師 同

六三、宇部市水道課

水道經營關係職員

課長 主事 澁谷太吉
 經理係長 書記 西田半亮
 工務係長 技師 柳久米吉

水質試驗機關

(私立沖之山同仁病院)

六四、和歌山市水道課

課長 主事 八尾藤市郎

和歌市水質試驗所

理化學試驗主任 書記 坂田一元
 顯微鏡細菌主任 衛生技師 稻垣靜二

六五、德島市水道課

水道課長 主事 酒井三次
 庶務係主任 書記 玉谷美次郎
 工務係主任 技師 早朝房助

水質試驗機關

(德島市立病院ニ囑託)

理化學試驗主任 藥劑員 福島淳次郎
顯微鏡細菌主任 醫員 上田久太郎

六六、高松市水道課

課長 助役 大柏清三郎

水質試驗機關

囑託技手 城龍吉
理化學試驗主任 同 細川敏行

六七、丸龜市水道課

市長 大須賀巖
助役 齋藤定五郎
收入役 横田都太郎
書記 三谷七三吉
同 港秀男
同 竹島徳治
工務主任 岩田淺太郎

機關手 高井吉次
同 小野半三
巡視 龜井善平

水質試驗機關

(香川縣中央病院ニ囑託)

六八、宇和島市水道課

課長 技師 前川右市
技手 寺下文三郎
岡村彖吉
尾崎正三
同 字治原基泰
同 古谷傳吉
同 村住禎一郎
同 中井六松
同 楠島勉
同 楠正雄
同 末廣清信

水質試驗機關

(宇和島市立病院ニ囑託)

院長 囑託 末安吉雄

六九、高知市水道課

水道課長 主事 野口照吉
水道係長 書記 澤村祥輔
技術係長 技手 和田茂春
淨水場主任 同 山本重春

水質試驗場

(淨水場事務所内)

理化學試驗主任 技手 尾崎松夫
顯微鏡細菌主任 同 同 人

七一、門司市水道課

水道課長 主事 小川八二
工務係主席 技師 鈴木久夫
給水係主席 書記 吉田多一
淨水池出張席 技手 吉村佐内
貯水池出張席 同 同 人
分水池出張席 書記 吉田多一

門司市水道課上水検査所

上水検査所主席 囑託 大原喜代太
理化學試驗主任 同 同 人
顯微鏡細菌主任 同 同 人

七二、小倉市水道課

水道課長 主事 出口勇夫
經理係主任 書記 有松喬
給水係主任 同 岩武清一
工務係主任代 技手 柏原貞幹

七〇、久留米市水道部

部長 助役 田村和六
工務課長 技師 濱本齋肅
庶務主任 書記 士岐正一
工務主任 技師 石尾積

水道經營關係職員

小倉市水道課水質検査所

理化學試験主任 囑 託 三村 親成
顯微鏡細菌 試驗主任 同 富永 準橋

七三、若松市土木課

(福岡縣)

土木課長 技 師 岩崎 安保
水道主任 同 桑原 仁

水質試験機關

(公立若松病院)

理化學試験主任 技 師 安武 正矩
顯微鏡細菌 試驗主任 同 安部 嘉三郎
院學博士 手 同 人

七四、大牟田市水道課

課長 主 事 松浦 清
工務主任 技 師 美川 勝次
給水主任 技 師 大藪 初太郎

庶務主任 書 記 森田 長藏

水質試験機關

(三井三池染料工業所試驗部
及福岡縣衛生試驗所囑託)

七五、飯塚町水道課

課長 助 役 松田 巳之助
水道主任 技 師 青山 廣士

七六、大分市水道部

部長 技 師 坪根 守利
庶務係主任 書 記 兼田 靜男

水質試験機關

理化學試験主任 大分縣技師 西田 大次郎
顯微鏡細菌 試驗主任 同 瀧 愿

七七、別府市水道課

水道課長 技 師 石崎 貞二郎

給水係主任 書 記 高山 長太郎
工務係主任 技 師 丸山 貫六

水質試験機關

理化學試験主任 藥劑師 安部 貞一
顯微鏡細菌 試驗主任 醫 師 麻生 介

七八、佐賀市水道課

水道課長 缺 員
經理係主任 書 記 森田 作太郎
工務係主任 技 師 香月 藤四郎

水質試験機關

(佐賀縣警察部囑託)

理化學試験主任 縣衛生技師 江藤 吉之丞
顯微鏡細菌 試驗主任 同 上原 今朝藏

七九、鹿兒島市水道課

水道課長 技 師 本村 屯

水道經營關係職員

工務係主任 技 師 本村 屯
事務係主任 書 記 松田 精熊

水質試験機關

(鹿兒島市立尾畔病院)

院長 技 師 金丸 秀實
理化學試験主任 調劑員 田中 武治
顯微鏡細菌 試驗主任 醫 員 有馬 巖
顯微鏡細菌 試驗助手 醫 員 越山 金彦

八〇、京城府水道課

水道課長 水道技師 多田 隆吉
經理係長 府書記 金古 鼎成
工務係長 水道技師 柏木 男也

水質試験機關

衛生課長 衛生技師 森岡 收
理化學試験主任 同 酒井 謙治郎
顯微鏡細菌 試驗主任 衛生技師 井上 一三

八一、仁川府

內務係主任 府 尹 寺島利久
徵收係主任 府 屬 遠山秀道
淨水係主任 府 技手 龜田市平
給水係主任 府 技手 長谷川與市
同 千布高次

仁川水道水質試驗所

理化學試驗主任 府 技手 馬場健太郎
顯微鏡細菌試驗主任 同 同 人

八二、群山府

內務係主任 府 屬 吉津五郎
事務主任 府 同 太原靜藏
技術主任 府 技手 太原靜藏

水質試驗機關

(道立群山醫院)
水質試驗主任 府 囑託 山本秀一

八三、大邱府

朝鮮總督府 府 尹 山崎真雄
內務課長 府 屬 佐藤德重
財務課長 府 同 上田駿
係主任 府 技手 木村進
徵收主任 府 書記 太田半平

水質試驗機關

(慶尙北道警察部衛生課二) 囑託
慶尙北道警察部衛生試驗室主任 道 技手 西 三次郎

八四、釜山府

府 尹 桑原一郎
府 理事官 山內忠市
水道掛長 府 書記 佐治爲敬
徵收主任 府 同 澤島介一
經理主任 府 同 中元律郎

釜山府水質試驗所

八五、平壤府

理化學試驗主任 釜山公立病院藥局長 眞島尙治
顯微鏡細菌試驗主任 同 醫員 岩城隆一

水質試驗機關

(平安南道慈惠醫院鎮南浦分院二) 囑託

院 長 囑託 中村富一
理化學試驗主任 同 同 人
顯微鏡細菌試驗主任 同 同 人

八七、新義州府

府 尹 伊藤正馨
土木技師(兼) 府 屬 下津美行
內務主任 府 屬 清川恭司
府 技手 藤浦保

平壤府水質試驗所

理化學試驗主任 囑託 宮林武人
顯微鏡細菌試驗主任 同 同 人

八六、鎮南浦府

府 尹 池田尙一
府 屬 松井尙一

水質試驗機關

囑託 鈴間留吉

水道經營關係職員

八八、元山府

府尹 山崎駿二
內務係主任 府屬 德永一衛
水道主任 土木技師 涌澤元三郎

水質試驗機關 (元山府立病院)

理化學試驗主任 醫長 山川恒之
顯微鏡細菌試驗主任 同 栗林清造

八九、朝鮮總督府

○清州

主任 面技手 小西三藏

水質試驗機關 (忠清北道衛生課ニ囑託)

理化學試驗主任 道技手 原英治
顯微鏡細菌試驗主任 同

○公州

面長 山道一夫
副長 朴致連
書記 橋口貫一

水質試驗機關 (忠清南道衛生課ニ囑託)

水質試驗囑託 道技手 浦田末男
理化學試驗主任 同
顯微鏡細菌試驗主任 同

○江景

面長 坂上富藏

水質試驗機關 (忠清南道衛生課ニ囑託)

理化學試驗主任 囑託技手 浦田末男
顯微鏡細菌試驗主任 同

○全州

係長 面技手 福田虎一
面書記 龍田繼太

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 平賀三郎
顯微鏡細菌試驗主任 同

○木浦

府技手 北村兵之助

水質試驗機關

理化學試驗主任 病院院長 青木正枝
顯微鏡細菌試驗主任 同

○光州

水道係主任 面技手 松尾貴

水質試驗機關 (全羅南道衛生試驗室ニ囑託)

衛生試驗室主任 面書記 猿渡醇

○高興

面長 裴俊大
書記 李容沃

水道經營關係職員

書記 李昇奎

水質試驗機關 (小鹿島慈惠病院ニ委囑)

理化學試驗主任 藥劑師 近藤芳藏
顯微鏡細菌試驗主任 同

○浦項

主任 書記 高柳忠平

水質試驗機關 (慶尙北道衛生課)

理化學試驗主任 衛生技手 尾形建一
顯微鏡細菌試驗主任 同

○金泉

面長 笹猪之助

水質試驗機關 (道立金泉醫院ニ囑託)

理化學試驗主任 醫院藥劑手 案西惠
顯微鏡細菌試驗主任 同

○晉州

水質試驗機關 (慶尙南道病院)
面長 桂登利藏

理化學試驗主任 藥劑手 伊藤 人 桂
顯微鏡細菌 試驗主任 同 藤 人 桂

○鎮海

面長 織田 選

○海州 (黃海道土木課)

土木課長 技師 八卷 春 衛
土木技手 家城 宗 保

水質試驗機關 (黃海道警察部衛生課)

理化學試驗主任 技手 小島來太郎

○義州

面長 李明 煥
書記 野本 甚 作
同 金尙 鏞

技手補 高 錫 五
機關手 朴 寬 浩

水質試驗機關 (平安北道立醫院)

理化學試驗主任 技手 峰村 八一
顯微鏡細菌 試驗主任 同 人

○春川

主任 福江 準 治

水質試驗機關

理化學試驗主任 道技手 有川 武 彦
顯微鏡細菌 試驗主任 同 人

○平康

面長 金 萬 琦
面技手 古賀 鶴 市

○咸興

面長 井上 新

水質試驗機關 (咸鏡南道警察部衛生課)

理化學試驗主任 道技手 福岡 松 士

○清津

府尹 三上 新
府屬 粕谷 準 一郎
庶務主任 府技師 吉野 喜 文
同 府技手 市成 秀 彦
會計係 府屬 立野 忠 吾

○羅南

面長 吉本 三 次 郎
副長兼技手 森 尙 治
會計徵收係 書記 小竹 智 外
庶務係 同 小口 好 秀

○城津

面長 李 應 烈
技手 太田垣 吉之助

水道經營關係職員

書記 草場 蓮 平

水質試驗機關

理化學試驗主任 藥劑手 酒井 和 雄

○會寧

面長 物部 安 馬

水質試驗機關 (會寧道立病院=囑託)

理化學試驗主任 囑託 松田 功

九〇、臺灣總督府

○臺北

土木水道課長 地方技師 永野 幸 之 丞
水道係長 屬 武部 八 三 郎
工事主任 技手 三浦 芳 太 郎
給水主任 同 山口 彦 太 郎
水源池主任 同 樽谷 六 三 郎

水質試驗機關(臺北市衛生課)

衛生課長 技師 渡邊七治
 理化學試驗主任 技師 山本政雄
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○基隆

管理課長 市尹 佐藤得太郎
 所屬課長 助役 佐藤由松
 水道係長 技師 渡邊延次郎

水質試驗機關

(臺灣總督府中央研究所)

衛生部長 技師 堀內次雄
 理化學試驗主任 同 山口謹爾
 顯微鏡細菌試驗主任 同 鈴木近志
 助手 技師 田中利弘
 同 正田主計

○淡水

街長 雷俊臣
 助役 本田祐太郎

會計役 杜麗水
 土木技師 杉村孝純
 書記 葉松鉤

水質試驗機關

(臺灣總督府中央研究所)

水質試驗主任 中央研究所技師 正田主計
 囑託

○臺中

管理課長 市尹 遠藤所六
 財務課長 助役 古澤勝之
 水道係長 土木技師 南部爲人

水質試驗機關

理化學試驗主任 囑託 大澤美樹枝
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○彰化

街長 楊吉臣
 助役 植田勇次郎

○嘉義

街長 真木勝太
 技師 山田好兵衛

水質試驗機關

(嘉義醫院藥局長=囑託)

理化學試驗主任 囑託 中村源治
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○高雄

市尹 地方理事官 齋藤玄壽郎
 庶務課長 助役 (缺員)
 水道係主任 技師 櫛田忠彥

高雄市水道係水質試驗室

水道係主任 技師 櫛田忠彥
 理化學試驗主任 囑託 大久保政治
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○臺南

會計役 赤塚音次郎
 庶務主任 岡田次之助
 財務主任 吳爾涼
 土木主任 永井實芳

水質試驗機關

(臺中州衛生課=囑託)

理化學試驗主任 囑託 森田吉彥
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

市尹 理事官 田丸直之
 助役 同 桑原政夫
 水道課長 同 公莊勝二郎
 事務取扱 土木技師 緒方鐵雄
 給水係主任 技師 豐田誠之
 淨水係主任 同 之

臺南市水道水質試驗室

理化學試驗主任 技師 豐田誠之
 顯微鏡細菌試驗主任 同 人

水道經營關係職員

○屏東

水質試驗機關

街長 渡邊發藏
助役 上田雄太郎
技手 長井恭輔

理化學試驗主任 囑託 大久保正治
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○花蓮港

管理 者 廳長 中田秀造
庶務課長 地方理事官 和田博
土木係長 技手 守屋應次郎

花蓮港廳警務課衛生係

理化學試驗主任 衛生技手 松本清六
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

九一、關東廳

○大連

大連民政署長 事務官 田中千吉
地方課長 理事官 森重干夫
大連民政署兼務技師 長澤圭吾
水道係主任 同 小島文爾

水質試驗機關

備考 一、專屬試驗室ヲ濾過室ノ一部ニ置キ專ラ源水、濾過水等ニ付理化學試驗ヲナシ水道係主任之ヲ監督ス

二、細菌試驗ハ他ニ委託ス

○旅順

旅順民政署長 事務官 藤原鐵太郎
庶務課長 理事官 米內山震作
旅順民政署兼務技師 中村貞輔
水道係主任 技手兼屬 澤口留藏

水質試驗機關

(關東廳旅順療病院ニ囑託)

理化學試驗主任 調劑員 横山善七
顯微鏡細菌試驗主任 同 人

○金州

金州民政支署長 事務官 乾武
總務課長 屬 本莊宗三
兼務 技師 小島文爾

水質試驗機關

(大連民政署水道係及南滿洲鐵道株式會社衛生研究所ニ囑託)

水道係主任 技師 小島文爾
理化學試驗主任 所長 金井章次

九二、豐原町水道係

係長(兼)助役 久保田衛

九三、大泊町水道部

部長 技師 筑紫又藏
庶務課長 主事 村井宗四郎
工務課長 技手 田村初代志

九四、荒玉水道町村組合

水道經營關係職員

九五、江戸川上水町村組合

管理 者 服部良太郎
助役 山田千佐人
庶務課長兼給水部會計課長兼給水部出納課長 收入 役 山根庸若
經理課長兼給水部庶務課長 主事 川井鶴吉
技師 技師 西大條覺
工務課長 同 八島明
給水部工務課長 同 石川治平

水質試驗機關

顯微鏡細菌試驗主任 技手 古谷正道

水質試驗機關

(淨水場)

管理 者 大島亨藏
助役 川野濱吉
庶務課長(兼)同 技師 林利藏
會計課長 同 技師 武田侃式
工務課長 主事 樋口九三
收入役代理 主事 樋口九三

水道名	事務關係者名稱	平均月額	最高月額	事務關係者名稱	平均月額	最高月額	備考
高崎市	主事	77	77	市書主記	77	77	
沼田町	主事	77	77	市書主記	77	77	
水戸市	主事	77	77	市書主記	77	77	
宇都宮市	主事	77	77	市書主記	77	77	
奈良市	主事	77	77	市書主記	77	77	
津市	主事	77	77	市書主記	77	77	
豊橋市	主事	77	77	市書主記	77	77	
濱松市	主事	77	77	市書主記	77	77	
伊東町	主事	77	77	市書主記	77	77	
熱海町	主事	77	77	市書主記	77	77	
甲府市	主事	77	77	市書主記	77	77	
谷村町	主事	77	77	市書主記	77	77	
大津市	主事	77	77	市書主記	77	77	
長野市	主事	77	77	市書主記	77	77	
松本市	主事	77	77	市書主記	77	77	
上田市	主事	77	77	市書主記	77	77	
上諏訪町	主事	77	77	市書主記	77	77	
仙臺市	主事	77	77	市書主記	77	77	

水道名	事務關係者名稱	平均月額	最高月額	事務關係者名稱	平均月額	最高月額	備考
青梅町	主事	77	77	市書主記	77	77	
峰山町	主事	77	77	市書主記	77	77	
堺市	主事	77	77	市書主記	77	77	
横須賀市	主事	77	77	市書主記	77	77	
川崎市	主事	77	77	市書主記	77	77	
尼崎市	主事	77	77	市書主記	77	77	
明石市	主事	77	77	市書主記	77	77	
西宮市	主事	77	77	市書主記	77	77	
高砂町	主事	77	77	市書主記	77	77	
長崎市	主事	77	77	市書主記	77	77	
新潟市	主事	77	77	市書主記	77	77	
長岡市	主事	77	77	市書主記	77	77	
高田市	主事	77	77	市書主記	77	77	
新發田町	主事	77	77	市書主記	77	77	
前橋市	主事	77	77	市書主記	77	77	

水道名	事務關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	技術關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	事務關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	技術關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	備考
岡山市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
倉敷市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
廣島市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
吳市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
尾道市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
福山市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
下關市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
宇部市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
和歌山市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
德島市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
高松市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
丸龜市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
松山市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
宇和島市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
高知市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
福岡市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
久留米市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
門司市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	

水道名	事務關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	技術關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	事務關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	技術關係者名稱	員數	平均月額	最高月額	備考
鹽釜市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
福島市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
若松市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
郡山市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
平町	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
青森市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
五所川原町	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
山形市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
秋田市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
福島市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
金澤市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
鳥取市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
米子市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	
松江市	主事	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	書記補	1	1,100	1,100	技師	1	1,100	1,100	

水道名	年	俸	者	月	俸	者	備考
統營面	主事			府府府府	技		
平壤府				府府府	技		
鎮南浦府				府府	技		
新義州府				府	技		
元山府				府	技		
豐原町				府	技		
大泊町				府	技		
清州				府	技		
公州				府	技		
江景州				府	技		
全州				府	技		
木浦				府	技		
光州				府	技		
高興				府	技		
浦項				府	技		
金泉				府	技		
晉州				府	技		
鎮海				府	技		
海州				府	技		

水道名	年	俸	者	月	俸	者	備考
小倉市	主事			府府府府	技		
若松市				府府府	技		
大牟田市				府府	技		
飯塚町				府	技		
大分市				府	技		
別府市				府	技		
中津町				府	技		
佐賀市				府	技		
熊本市				府	技		
鹿兒島市				府	技		
那霸市				府	技		
京城府				府	技		
仁川府				府	技		
群山市				府	技		
大邱府				府	技		
釜山府				府	技		

第二 職員並附屬員(其一) 職員 (水道調査及量水器點檢者、其他)

水道名	稱點及量水器點檢者名	員數	最高月額	平均月額	雇員	最高月額	平均月額	雇員ニ準スルモノ	最高月額	平均月額	其他	最高月額	平均月額	員數計	備考
高崎市	水道巡視	四	四〇〇	三三〇	一	四〇〇	三三〇	一	四〇〇	三三〇		四〇〇	三三〇	四	
沼田町	水道巡視	二	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	二	
水戸市	衛生兼務巡視	七	五〇〇	四〇〇	一	五〇〇	四〇〇	一	五〇〇	四〇〇		五〇〇	四〇〇	七	
宇都宮市	衛生兼務巡視	二	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	二	
奈良市	衛生兼務巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
津市															
豊橋市															
濱松市															
伊東町															
熱海市															
甲府市	水道巡視	六	四〇〇	三三〇	二	四〇〇	三三〇	二	四〇〇	三三〇		四〇〇	三三〇	六	
谷村町	工	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
大津市	水道巡視	四	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	四	
長野市	水道巡視	五	四〇〇	三三〇	二	四〇〇	三三〇	二	四〇〇	三三〇		四〇〇	三三〇	五	
松本市	水道巡視	三	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	三	
上田市	水道巡視	三	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	三	
上諏訪町	書記	二	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	二	
仙臺市	巡視	七	五〇〇	四〇〇	三	五〇〇	四〇〇	三	五〇〇	四〇〇		五〇〇	四〇〇	七	

水道名	稱點及量水器點檢者名	員數	最高月額	平均月額	雇員	最高月額	平均月額	雇員ニ準スルモノ	最高月額	平均月額	其他	最高月額	平均月額	員數計	備考
青梅町	工兼務	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
峰山町	工兼務	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
堺市	水道巡視	四	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	四	
横須賀市	水道巡視	三	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	三	
川崎市	雇員	六	四〇〇	三三〇	三	四〇〇	三三〇	三	四〇〇	三三〇		四〇〇	三三〇	六	
尼崎市	雇員	三	三〇〇	二五〇	一	三〇〇	二五〇	一	三〇〇	二五〇		三〇〇	二五〇	三	
明石市	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
西宮市	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
高砂町	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
長崎町	書記	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
佐世保市	書記	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
新潟市	書記	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
長岡市	書記	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
高田市	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
新發田町	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	
前橋市	水道巡視	一	二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇		二〇〇	一五〇	一	

水道名	水道調査 及水量水 器検査者 の稱名	員數	雇員		其他		員數計	備考
			最高月額	平均月額	最高月額	平均月額		
鹽釜町	水道巡視員	三人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	三人	
福島市	水道巡視員	三人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	三人	
若松市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
郡山市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
平山市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
青森市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
五所川原町	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
山形市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
秋田市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
福島市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
金澤市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
鳥取市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
米子市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
松江市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	

水道名	水道調査 及水量水 器検査者 の稱名	員數	雇員		其他		員數計	備考
			最高月額	平均月額	最高月額	平均月額		
岡山市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
倉敷市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
廣島市	書記補	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
吳市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
尾道市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
福山市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
下關市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
宇部市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
和歌山市	事務員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
徳島市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
高松市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
丸亀市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
松山市	巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
宇和島市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
高知市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
福岡市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
久留米市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	
門司市	水道巡視員	一人	四三〇	四三〇	一人	四三〇	一人	

第二 職員並附屬員(其一)職員 (水道調査及水量水器検査者、雇員、雇員ニ準フル者、其他)

水道監視員ハ書記ヲ以テ之レニ充ツ

水道名	水道調査 及水量 點檢者 名稱	員數	平均月額		雇員	平均月額		雇員ニ 準スル モノ	平均月額		其他	平均月額		員數計	備考
			最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		
小倉市	水道巡視	4	5,000	4,000	1	4,000	3,000	1	4,000	3,000		4,000	3,000	4	
若松市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
大牟田市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
飯塚市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
大分市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
別府市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
中津市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
佐賀市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
熊本市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
鹿兒島市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
那覇市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
京城市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
仁川府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
群山市	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
大邱府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
釜山府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	

昭和二年度末現在ヲ揭

水道名	水道調査 及水量 點檢者 名稱	員數	平均月額		雇員	平均月額		雇員ニ 準スル モノ	平均月額		其他	平均月額		員數計	備考
			最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		最高月額	平均月額		
統營面	水道巡視	4	5,000	4,000	1	4,000	3,000	1	4,000	3,000		4,000	3,000	4	
平壤府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
鎮南浦府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
新義州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
元山府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
豐原町	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
大泊町	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
清州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
公州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
江景州	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
全州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
木浦府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
光州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
高興府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
浦項府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
金泉府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
晉州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
鎮海府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	
海州府	水道巡視	3	4,000	3,000	1	3,000	2,000	1	3,000	2,000		3,000	2,000	3	

第二 職員並附屬員(其一) 職員(水道調査及水量點檢者、雇員、雇員ニ準スル者、其他)

水道名	仕給	使小	等組助 長手手	工鉛	工管鐵	工木	工石	備考
東京市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
京都市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
大阪市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
神戸市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
名古屋市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
函館市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
小樽市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
室蘭市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
釧路市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
八王子市	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
目黒町	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	
澁谷町	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	額最高日 平均日	

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(給仕、小使、工手、助手、班長)

一三五

一四五頁へ續ク

第二 職員並附屬員

(其二) 附屬員

昭和二年末現在

一四五頁へ續ク

水道名	稱點及水道 檢量水器 者名	員數	雇員	其他	員數計	備考
鐵嶺		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
開原		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
四平街		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
公主嶺		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
長春		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
本溪湖		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
安東		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
撫順	書記 補記	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
玉川		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
株式會社		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
日本電氣		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
株式會社		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
日南		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
株式會社		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
湘南		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		
株式會社		最高月額 平均月額	最高月額 平均月額	最高月額 平均月額		

一二四頁ヨリ續ク

一二四頁ヨリ續ク

一三四

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(給仕、小使、工手、助手、組長)

高崎市	沼田町	水戸市	宇都宮市	奈良市	津市	豊橋市	濱松市	伊東市	熱海市	甲府市	谷村町	大津市	長野市	松本市	上田市	上諏訪町	仙臺市	鹽釜町
1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55

青梅町	峰山町	堺市	横須賀市	川崎市	尼崎市	明石市	西宮市	高砂町	長崎市	佐世保市	新潟市	長岡市	高田市	新發田町	前橋市
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(給仕、小使、下手、助手、組長)

一四九頁へ續ク

水道名	仕給	使小	等組助 長手	工鉛	工管鐵	工木	工石	備考
吳市	1							
尾道市	1							
福山市	1							
下關市	1							
宇部市	1							
和歌山市	1							
徳島市	1							
高松市	1							
丸龜市	1							
松山市	1							
宇和島市	1							
高知市	1							
福岡市	1							
久留米市	1							
門司市	1							
小倉市	1							
若松市	1							
大牟田市	1							
飯塚町	1							

水道名	仕給	使小	等組助 長手	工鉛	工管鐵	工木	工石	備考
福島市	1							
若松市	1							
郡山市	1							
平市	1							
青森市	1							
五所川原町	1							
山形市	1							
秋田市	1							
福井市	1							
金澤市	1							
鳥取市	1							
米子市	1							
松江市	1							
岡山市	1							
倉敷市	1							
広島市	1							

一四八頁へ續ク

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(煉瓦工、鍛冶工、量水工、機轉工、火火、注油夫、電工)

水道名	煉瓦工	鍛冶工	量水工	機轉工	火火	注油夫	電工	備考
金州								日ハ日本人ヲ示ス
荒玉水道								
町村組合								
江戶川								
町村組合								
沙河口								
瓦房店								
熊岳城								
大石橋								
鞍山								同上
遼陽								同上
奉天								
鐵嶺								
開原								日ハ日本人ヲ示ス

水道名	煉瓦工	鍛冶工	量水工	機轉工	火火	注油夫	電工	備考
清津								
羅南								
會津								
臺北								
臺中								
彰化								
臺南								
嘉義								
高雄								
屏東								
花蓮								
臺東								
旅順								

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨	他其	員數計	備考
青梅町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ守衛一人臨時工夫一人トス
峰山町	1	0	0	0	0	1	其他欄一人ハ臨時雇ニシテ倉庫取締其他ニ従事ス
堺市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ倉庫看守人トス
横須賀市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
川崎市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
尼崎市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
明石市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
西宮市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
高砂町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
長崎市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
佐世保市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
新潟市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
長岡市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
高田市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
新發田町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
前橋市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨	他其	員數計	備考
高崎町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
沼田町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
水戸市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
宇都宮市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
奈良市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
津市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
豊橋市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
濱松市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
伊東町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
熱海町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
甲府市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
谷村町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
大津市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
長野市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
松本市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
上田市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
上諏訪町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
仙臺市	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス
鹽釜町	1	0	0	0	0	1	其他欄二人ハ水栓番トス

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(罷工、工大定人夫、臨時直働人夫、其他)

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨 夫備時	他其	員數計	備考
廣島市						二	其他欄七人ハ自動車運轉 手二人看守五人トス
倉敷市						四	
岡山						二	
松江市						六	其他欄一人ハ倉庫夫トス 其他欄八人ハ職工見習ト ス
米子市						三	
鳥取市						一	
金澤市						三	其他欄一人ハ臨時鐵工ト ス
福井市						一	
秋田市						一	
山形市						一	
五所川原町						一	
青森市						一	
平山町						一	
郡山市						一	
若松市						一	
福島市						一	

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨 夫備時	他其	員數計	備考
飯塚町						一	
大牟田市						三	
若松市						一	
小倉市						一	
門司市						一	
久留米市						一	
福岡市						一	
高知市						一	
宇和島市						一	
松山市						一	
丸龜市						一	
高松市						一	
徳島市						一	
和歌山市						一	
宇部市						一	
下關市						一	
福山市						一	
尾道市						一	
吳市						一	

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(臨時直備人夫、其他)

其他欄一人ハ旋盤工トス
其他欄八人ハ水栓番トス
一、卸工七人ハ鐵管布設ニモ從事ス
二、其他欄四人ハ水栓番三人運轉夫一人トス
一、量水器修繕工ハ鉛工
中ニ含ム
二、其他欄一人ハ探水夫トス
其他欄八人ハ水栓番トス

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨	他其	員數計	備考
大分市	1	2	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
別府市	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
中津町	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
佐賀市	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
熊本市	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
鹿兒島市	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
那覇市	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
京城府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
仁川府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
群山府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
大邱府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
釜山府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
統營面	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
平壤府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
鎮南浦府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
新義州府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス

水道名	工雜	夫工	夫人定	人直臨	他其	員數計	備考
元山府	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
豊原町	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
大泊町	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
清州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
公州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
全州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
木浦	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
光州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
浦項	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
金泉	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
晋州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
海州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
義州	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
春川	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
平康	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス
咸興	1	1	1	1	3	3	其他欄三人ハ水栓手トス

第二 職員並附屬員(其二)附屬員(職工ト夫定人夫其他)

水道名	處理總件數	給水事務			其他	工事關係	其他	備考
		開始	中止	廢止				
澁谷町	二六、八〇件	四、一七七件	二、九七九件	一六六件	三三件	三二件	五、五五二件	使用條例違背者ニ於テ最モ注意セルモノヲ施行シタルモノナシ
青梅町	七九	三三八	三三	三	一	七		
峰山町	三三、〇三	一、六八	九九五	二六〇	一元		九、二六四	
堺市	一九、六六	六、九四	六、〇三三	三三	一元		五、二六六	
横須賀市	一四、八九	一、九三	一、一三	二〇	一元		九、三七〇	
川崎市	四、九四	一、三九	一、三三	三	一元		二、三五〇	
明石市	二、九七	七〇	四元	三	一元		二、一八	
西宮市	二、五三	五、五二	四、四六	三三	一元		一、五九八	
高砂町	二、三三	八、四七	三	二六〇	一元		九、九〇二	
長崎市	一〇、八四	五、〇五	三	二六〇	一元		三、七二	
新潟市	三〇、五五	一、四九	二〇六	六	一元		三、三〇	
長岡市	五、六三	三三	八	三	一元		五、二八二	
高田市							二〇	
新發田町								

前橋市	一〇、一七	一、〇一五	七元	三一	一九二	一、〇〇三	三、二九七	三、七九〇
沼田町	五五三	三	二	一	八		二五三	二〇七
水戸市	一、三四一	二〇四	一	二	七		三四二	六六五
宇都宮市	三五、四三	二、〇三元	二、四六	五	二〇	一、七六四	一〇、二四五	九、〇七七
奈良市								
津市								
豊橋市								
濱松市								
伊東町								
熱海町	二、一七五	一、九四〇	一、三〇三	一〇	一五五	一、六五八	八、八四八	九、三六一
甲府市	一、三四二	二五			二〇		七三六	一八二
谷村町								
大津市								
長野市	一〇、五三	二、一六五	四		六		一一四	六、一六五
松本市	二、一六五	二、一六八			四		五三六	一六、八五五
上田市	六、〇九四	一、三六			八		四三二	三、二二四
上諏訪町	五、三〇	一九七	三三	三	六		七三	四、八五五
仙臺市	二四、八三五	四、四七	五	四、一八七	五〇七	六	五、六八五	九、九三

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	給水裝置使用條例違背者發見			
鹽釜町	八四件	六四件	四件	四件	二件	七件	七五件	
福島市	三五七六	四〇九	一	一九	四	二、二八	七〇〇	
若松市	九、三〇〇	一、四九七	一	八八七	四	一、三〇四	一九九	
郡山市	七、三三五	七八八	四	六六七	三三	二、四八七	三、〇四一	
平山町	六七、八八五	三六〇	二八〇	三	二四八	五九一	八、四三三	
青森市	一、三四四	三四四	二二	一八八	七	五八六	一八七	
五所川原町	二、三三二	一、四三九	六〇	九二七	四	二、五三四	三七、三三三	
山形市	一、四一五	一、四三九	六〇	九二七	四	二、五三四	三七、三三三	
秋田市	六、三五九	二、〇五二	六九九	一〇三	七	四、八二八	六、五〇三	
福島市	一、四一五	一、二七二	八二	三三	九	二、〇〇四	六、四四五	
米澤市	四、〇七〇	五〇	九	九	二	三、三三〇	三、三三〇	
松江市	一、七二八	一、六〇二	九	一、六〇二	一	一、六〇二	八、六二五	
岡山市	六〇、八七六	五、六九	四、七九	四、七九	二、四四二	三、四六六	三、〇六五	
倉敷市	一、九八四	六七	三六	三六	一	三、四二	五九三	

昭和三年度
工事着手給
水未開始

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	給水裝置使用條例違背者發見			
廣島市	三、七〇八五	一三、六五二	一三、四九〇	七五	三	二八、九五九	七、三三六	
吳市	一〇、四四五	六四二	一	三七七	一	一、三六一	八、〇三三	
尾道市	三、七七一	一、三三三	四七	四	一	一、二九	九四	
福山市	一、七七一〇	四、七五	六六	三、五九九	一	一〇、一八七	六、八一五	
下關市	一、七六六	七〇六	九	五	二	三七〇	四八〇	
宇部市	一、七六六	一、四一〇	二六	二九	一	二〇九	一、四一〇	
和歌山市	五、六九一	一、四二五	二六	一五	四	一、四四七	三、九一〇	
徳島市	一、二〇五三	一、九四	二	一、五二五	一	六、四九	二、〇三三	
高松市	四、九六八	一、八二四	二六	二	一	一、五五	一、四六七	
丸龜市	二、五九〇	一、〇四六	一五	六五	一	六五一	二〇三	
宇和島市	五、五〇一	二、六六七	一、四三八	九三	三	一八七	一、〇四二	
高知市	二、七、七五	四、三三七	五	三、七二五	一	一、二六	九、一五七	
久留米市	一三、〇三二	二、〇三二	一	一、七三三	一	二六五	八、九〇七	
門司市	一三、〇三二	二、〇三二	一	一、七三三	一	二六五	八、九〇七	
小倉市	一三、〇三二	二、〇三二	一	一、七三三	一	二六五	八、九〇七	
若松市	一三、〇三二	二、〇三二	一	一、七三三	一	二六五	八、九〇七	
大牟田市	一五、三〇六	四、六九四	四	一、八〇七	四	三、五五八	二、六六三	

納額告知書發
行數計上七

其他三五五八件ハ
共用給水其他再交付
代辦者權利名稱變更
等取扱件數トス

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	所有權移轉違背者發見			
飯塚町	八六件	三〇八件	二〇件	一四件	七件	三七件	昭和二年七月二十五日給水開始	
大分市	五、六三五	一、三三三	一八四	四	七	三、〇七		
別府市	九、四四六	二九四	八八三	二〇五	三、四九七	四、五三一		
中津町	五、三三九	一、三五八	一、〇〇〇	六	一、六七〇	一、六七〇		
佐賀市	五、三三九	一、三五八	一、〇〇〇	六	一、六七〇	一、六七〇		
熊本市	五、三三九	一、三五八	一、〇〇〇	六	一、六七〇	一、六七〇		
鹿兒島市	五、三三九	一、三五八	一、〇〇〇	六	一、六七〇	一、六七〇		
那霸市	一〇、六三八	三、六三三	二、〇〇六	七〇	三、五三三	七、一〇三		
京城府	九、五九九	二、五八八	一、〇〇〇	二〇二	八六五	三、九九一		
仁川府	二、九六九	一、〇六八	九八	四〇	五二	三、九九一		
群山市	七、一五六	一、一七六	七四二	一、九〇〇	二、一五三	一、一三三		
大邱府	二、八九三	三、〇八四	二、〇三三	九	三、六八二	二、七四〇		
釜山府	四、五三三	五八	二八九	三三	一、八五五	六三		
統營面	四、五三三	五八	二八九	三三	一、八五五	六三		
平壤府	四、五三三	五八	二八九	三三	一、八五五	六三		
鎮南浦府	四、五三三	五八	二八九	三三	一、八五五	六三		

廢止件數ハ中止件數ニ含ム
 昭和二〇年七月二十五日給水開始
 昭和二〇年七月二十五日給水開始

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	所有權移轉違背者發見			
新義州府	一、五九三	八四八	一八	五五	一〇〇	一八		
元山府	四、三五〇	五八八	一八	六二	一〇〇	二、三三		
大泊町	五、一三四	一、〇七	一	七七	一	二、四二六		
豐原町	一、〇八二	三三	一	二六〇	一	一、〇八二		
清州府	五、三三	二八〇	一	二五	一	二、〇		
公州府	五、三三	二八〇	一	二五	一	二、〇		
江景州	八四七	三六	四	二七	一	二、六		
全州府	二〇九	一〇一	二	一七	一	一、〇		
木浦州	一、三六三	三三〇	九	二四	一	五〇三		
光州府	一、五二一	四八九	三	四七	一	一、九		
浦項州	四五六	五	六	二	一	四八		
金泉州	三六三	一四一	三	一〇一	一	一〇一		
晉州府	九三二	三〇三	三	六二	一	二六		
鎮海州	六三五	三六〇	一	三六	一	二六		
海州府	七四四	三二一	一	三〇	一	二		
義州府	六七八	三三〇	一	一八	一	一		
春川州	五八二	二五六	三	二八	一	一		
平康府	二五二	三	二	一	一	一		
咸興府	一、〇〇一	三二七	八	一九	一	一		

第三 水道事務處理件數

水道名	處理總件數	開始	中止	廢止	給水裝置使用條例 所有權轉移違背者發見	其他	工事關係 其他	備考
金州	六六	一九九	六	一	一	一六二	一九〇	
荒水	一	一	一	一	一	一	一	
玉水	一	一	一	一	一	一	一	
町川	二〇、二九	八、三七	五、六七	六	四、四七	一〇、七〇	一〇、七〇	
江村	四〇	二	一	一	一	一	一	
町川	四〇	二	一	一	一	一	一	
沙河口	四〇	二	一	一	一	一	一	
瓦房店	四六	一〇〇	八三	一	一	一六	二四八	
熊岳城	一三八	二二	一八	一	一	三	八八	
蓋平	二八〇	一八	一三	一	一	二四〇	一〇	
大石橋	一、〇九六	二六	四八	一	一	七〇	二四七	
海城	二八〇	二〇	二	一	一	二四〇	一八	
鞍山	六、七五〇	三六	三五	一	一	五、一五〇	一、五二六	
遼陽	一、四〇五	三元	一	一	一	一、三〇五	一、〇〇〇	
蘇家屯	六	一五	八	一	一	一	一	
奉天	八、二七三	一、〇三三	七四	三	五〇	一、一九	六、二三〇	
鐵嶺	一、〇八一	一九六	一四	一	一	一	七四三	
開原	二、三三三	二〇五	一八	一	一	一、六九五	一、三三四	
四平街	一、〇六五	二二	一〇七	一	一	一	七三七	
公主嶺	一、二二九	九〇	五五	一	一	一三三	八四六	
橋頭	一九一	六八	四七	一	一	一	七六	

水道名	處理總件數	開始	中止	廢止	給水裝置使用條例 所有權轉移違背者發見	其他	工事關係 其他	備考
清津	二、三六六	八、四四	九	一	三	四、五六	三、九九	
羅津	一	一	一	一	一	一	一	
會寧	三、四二	三三	六	一	一	二七	四	
臺北	五、八七	五〇	一	一	一	一	一	
臺南	四、九三	三、五五	二、八九	一	一	三、八三	一、一三	
基隆	七、九一	六五	三三	一	一	七〇、五八五	五、五二	
淡水	三、二二	二八	七	一	一	二、六九五	三、八	
彰化	四、四九	一、五二	一〇	一	一	七〇	七〇	
臺南	二、九〇	七、五	四	一	一	一〇、四四	二、五五	
嘉義	九、四五	一、六二	一八〇	一	一	八、四八九	二、五五	
高雄	七、六〇	三、九五	一八〇	一	一	七〇〇	五、二八六	
屏東	一、六九	一七九	一〇二	一	一	四九二	八三〇	
花蓮	一、七〇	一一	二	一	一	三、四〇	一、〇八五	
台東	六、〇七〇	一、三三	三〇〇	一	一	二、〇〇	一、六七	
花蓮	四、五三七	七〇三	五二六	一	一	一	三、二四七	

備用條例違背者發見
施行ニ比シテ多數ナ
リシハ、後底ノ調査ヲ
施行シタルニヨリ、
其他ハ、戸數ト人口又ハ
支給ノ増減トス。

水道名	處理總件數	給水事務				其他	工事關係	備考
		開始	中止	廢止	所有權移轉違背者發見			
株 玉 株 日 株 玉 式 南 式 本 式 川 會 水 會 電 會 水 社 道 社 力 社 道								
撫 安 鷄 連 本 長 順 東 冠 山 溪 湖 春	八、七五 四、七六 一、〇七 八、四 三、三二 一、〇六 一、〇六 一、〇六	九、〇四 一、〇六 一、〇六 一、〇六	七、〇三 一、〇六 一、〇六 一、〇六	四、二五 一、〇九 一、〇九 一、〇九	二、二 一、一 一、一 一、一	八、〇八 三、〇 三、〇 三、〇	二、九六 二、九六 二、九六 二、九六	

第四 給水區域面積

昭和二年末現在

〔備考〕 給水區域ハ市町ニ在リテハ市、町全體會社組合等ニ在リテハ給水關係ノ市町村全體ノ地域トス

水道名	總面積	内							備考
		溝河	渠川	堤道	塘路	公園	墓地	宅地	
東 京 市	九九、六六 市外 九九、五〇	三、七九	九、五六	一九、三九	二、一四	四、八八	一、八五	二〇、三七	調査シタル資 料ナシ
大 阪 市	一、三六、七二								
神 戶 市	六三、五二	五、四〇	二〇、七三	一、九五	一、六九	一、五三	三、三六	三三、三六	
名 古 屋 市	一、四九、四二	一九、七〇	六三、四三	二、七二	四、三〇	二、六九	八、七二	二、八、三三	
函 館 市	一四二、一九	六、八	一七、二三	二、三九	一、六八	三、八六	五、七三	五七、六七	
小 樽 市	五、六、五八	六、四九	一八、九〇	四、一三	六、六〇	三、一〇	四、九三	四、〇一	前年ニ比シ宅 地ニ於テ七 二アルニ減シ タルハ如ニ變 換セルニヨル
室 蘭 市	七、七三		一〇、六九	九、二四	七、六三	一、八七	四、六二	三三、四五	
釧 路 市	四、五、二八	一三、九元	九、四一	七、八〇	一、四七	一、六九	二、六七	一、五九、八七	
八 王 子 市									
目 黒 町	七、八三								

水道名	總面積	内					譯		備考			
		溝河	渠	道	塘	路	公園	墓地		宅地	野山	林原
澁谷町	五、六、四九	アール	八三	アール	四、〇八三	アール	三	アール	三、二〇〇	五、八七	二、三五二	
青梅町	一七、四三									九、一七五	五、〇七七	
峰山町	一四八、五〇									七五、九二二	一一、六八二	
堺市	一、六、七六									四二、一五七	八八、六七〇	
横須賀市	二八、五五									三三、二八〇	三、二六	舊田島町埋立 地編入ノ結果 前年ニ比シ増 加セリ
川崎市	七、七四									三、五五三	六、二〇九	
尼崎市	四、七、〇三									二〇、七四三	四、五六五	
西宮市	三、七、七一									一〇、二五〇	一、七六九	
高砂町	三、六、〇二									七九、四七七	三三〇、五五二	
長崎市	四、九、〇〇									二二、五七八	一八二、一四	道路橋道ノ面積ハ舊 市部ノ面積ニテ舊日 宇佐市村部ハ日下調 査中
佐世保市	二〇〇、八五八									七三、二五三	八五、〇九六	
新潟市	一四八、七四									八九、九九三	二九、四七九	河川溝渠道路橋道 埋立地等ハ各面積不 明ニ付其他欄ニ記載 ス
高田市	七三									三二七	一七二	
新發田町												

水道名	總面積	内					譯		備考											
		溝河	渠	道	塘	路	公園	墓地		宅地	野山	林原	其他							
前橋市	二、八、七五〇									三、四八	六、〇五三	四、五	八五二	二、六、八二五	五、六、五九八	二、四、五九九	前年ニ比シ總 面積ノ増加セ ルハ近村合併 ノ爲ナリ			
高崎市	二、七、六六											二、四一	五、四七	一、四、〇四六	一、五〇、〇五七	一、〇、七三五				
沼田町	一、九、〇〇											六、五九	五、〇三三	二、三、九二六	一、四、二三四	四、六、五六一	一、五			
水戸市	六、六、五〇三											二、九七九	一、四、八六六	二、二、二六〇	一、〇、九八	二、八、二五二	一、〇、四、八五四	一、六、〇、六四		
宇都宮市	一、五、九、〇〇九											一、八九五	六、七六	一、四〇	二、一、〇九八	二、二、二二	二、八、二五二			
奈良市																				
津市																				
豊橋市																				
濱松市																				
伊東町																				
熱海町																				
甲府市	八、三、三六一											三、六〇七	五、一〇五	一、一〇四	七、七九	四、三、五九一	五、六、七四			
大津市	六、九、三〇〇											三、三三四	六、一一三	一一〇	一、五三	四、四、九二	九、七六			
谷村町	三、四、六二四											不明	不明	不明	二、二、九一	二、二、三三				
長野市	二、九、四〇〇											三、四〇〇	一〇、一七〇	一、一三〇	四、二〇	二〇、四、六八〇	二、六、八五〇			
松本市	一、九、二、五五六											三、三三五	七、〇九三	四、三、五	一、七、〇八七	一、三、三、四八	一、五、九八七			
上田市	一、八、一、七三											七、三九九	二、四、三〇	一、〇、六五	七〇九	一、三、六、二九七	一、四、七八一			
上諏訪町	一、六、三、六一											三、三九八	三、八二七	一九七	七、九九六	一、四、六、六三	二、四、三二			
仙臺市	一、七、一、五三											八、一三七	一〇、三六六	七九四	五、四、五七	八三八	七、九九六	五、七、一〇一	四、五、三七八	四、八、九三〇

水道名	總面積	内						備考
		河川	溝渠	堤塘	公園	墓地	宅地	
鹽釜市	一五四,二三四	アール	アール	アール	アール	アール	アール	河川溝渠ハ其 ノ他中ニ含ム
福島市	八九,四八六							
郡山市	一九三,二六六	二,一六五	一一,三〇五	三三五	五〇〇	一五,五四九	一四〇,三三五	
平町	三九,八三五	八八一	五,九四二	四一四	二二八	六,六六二	二,九八一	
青森市	八六,一六六	一,六九四	八,九五七	一,〇四五	二二六	四六,七六五	二,八〇五	
五所川原町	二六,〇三九	不詳	不詳	不詳	不詳	四,〇三〇	二,八三三	
山形市	一八三,三五四	四,五七一	七,二九六	七六	九九八	二六,一八七	二七,四〇六	
秋田市	四四,〇三七	四,九七五	五,七五二	六六四	六九〇	二,四九四	五,〇一六	
金澤市	二四,一三三	不詳	不詳	不詳	一,六二	一五,五二九	三八,五三五	
鳥取市	八二,一六一	一,一四三	二,六二二	一三六	一,〇〇八	一〇,四〇九	六五,〇四四	溝渠及堤塘ハ 不明ニツキ其 他ニ含ム
米子市	四四,四三三	三,九七八	三,七二〇	一,四八七	八八三	一五,七〇三	一四,六四二	
松江市	二四〇,三三一	一四,四九二	一一,七九六	一,四八七	四,一一	三九,九三〇	二九,九九六	
岡山市								
倉敷市								

水道名	總面積	内						備考
		河川	溝渠	堤塘	公園	墓地	宅地	
廣島市	二七二,九九五	二七,八六三	一三,四五〇	一,七〇四	一一,七三	五五,二二二	七五,三九三	河川山林野田畑ハ 有租地ノミヲ示ス 河川溝渠堤塘公 園不詳ニツキ其他ノ 部ニ包含ス
吳道市	三六,三三〇	三三三	一,八〇九	四七	三二六	七,五九三	一一,七八八	
尾道市	二四〇,九〇六	六六,七五〇	一〇九,〇一〇	一一七	三六七	一一,四四四	二七,六九九	
福山市	一五八,九五三	五,六三三	五,二四九	九九	九五〇	二五,一一六	七六,四八九	
下關市	三二六,七九八	不詳	不詳	不詳	一,〇四六	二四,九一〇	一六〇,九〇三	
宇部市	一六五,九四五	一一,〇三三	九,三四三	二,二九六	一,六六六	三六,三六〇	六九,四四五	
和歌山市	三〇五,三七七	一四,六三〇	七,〇〇〇	一九一四	三,〇八五	三一,四四三	八三,二四二	
徳島市	九七,九九九	二,四三九	二,五九八	五,四五五	七六一	一一,一〇〇	三五,八六三	
高松市	一一二,一九一	八,六三三	二,八五五	一九八五		四〇,五〇一	五〇,六九九	
丸龜市	三四五,四四六	一七,三〇〇	一,二七一		八八一	一三,四五五	一八八,七四二	
宇和島市	二六四,〇五四	不詳	不詳	一,二〇九	二八	二六,〇三三	二九,一三六	
高知市								
福岡市								
久留米市								
門司市	一三二,三三三	六四	六,七七九	七四	四三五	三六,七六	八一,〇三〇	
小倉市	二二,一五一	一,〇五三	一,三八八		五八	七,五九三		
若松市	一三六,八八九	六三	四,一七九		四九二	一〇,四一三	七九,七〇〇	
大牟田市	七三,五三二	一,八四七	三,八二九	八三	四七九	三,七七九	三七,三二六	

水道名	總面積	内					譯		備考	
		溝渠	河道	堤塘	公園	墓地	宅地	山林野原		其他
飯塚町	アール	不詳	不詳	不詳	三〇	一五〇	二一、一〇〇	二五、四一〇	アール	
大分市	一五五、五三〇	不詳	不詳	不詳	三四	一五〇	二一、一〇〇	二五、四一〇	アール	
別府市	一四八、三〇一	九八六	五、四八九	一四六	三四	一〇、八九六	一〇、三三八	一〇、三三八	アール	
中津町	六五、〇三八	不詳	不詳	不詳	不詳	二〇、一七四	三七、三四六	六、九七〇	アール	
佐賀市	一八、八四〇	不詳	不詳	不詳	不詳	五、一九三	五、二〇九	二、二六七	アール	
熊本市	一八、八四〇	三四	一、〇〇〇	二、七九	三、六八	五、一九三	五、二〇九	二、二六七	アール	
鹿兒島市	三七五、一五八	五二	二、六〇七	一一、一五一	二、三五	一六五、〇六七	一六五、〇六七	七、六四四	アール	
那覇市	六〇、九九七	五七	四、八〇六	六四二	四一七	二〇、八八	二八、一四〇	六、〇七九	アール	
京城府	三二、〇〇三	三、三三二	三、三三二	三六	六	九、八五三	二、九二一	一四、五八四	アール	
群山市	七二、六五五	四	二、九七	一、二〇九	七〇七	二四、〇〇一	三八、八三七	四、九〇〇	アール	
大邱府	五、一二六	六六二	七、五三	九四八	二九、三三八	二、九三六	二、九三六		アール	
釜山府	六五、〇八七	六八五	五、〇九九	六、三五四	八二	三四、〇一九	九、八三七	九、一〇三	アール	
統營面	一〇七、七六九	四〇〇	四、一六三	三〇五	一〇、四七三	二八、〇三九	六四、三三九		アール	前年ニ比シ道 路面積増加シ 宅地面積減少 シタルハ道路 擴張ノ結果ニ 由ル
平壤府										
鎮南浦府										

水道名	總面積	内					譯		備考	
		溝渠	河道	堤塘	公園	墓地	宅地	山林野原		其他
新義州府	三、四六六	一三五	四、五〇〇	二八	六〇	九、〇〇八	一、一五五	七、五六八		
元山府	六八、六二〇	一、〇五	三、三〇〇	二八	九六	一五、〇二五	四五、四二八	三、六九八		
豐原町	三、四〇〇									
大泊町	三、三〇九	一、八五五	一、一八八	一、六五八	二〇	五、九三二	二、五五七			
江景州	一三、〇九九	三六二	六四			三、七八六	八、二八八			
全州	三、九五三	一七二	一、三三四			五三六	二、〇二二			
全浦州	二、六六九	七〇七	一、三三			一〇、三三三	三、三七九	五、九三七		
木浦州	三、三九五	三六	二、三九四	一七		一四、九九七	三、四八四	一、八四三		
光州	五、二九七	六七〇九	六九一	一九五		一二、三七五	三〇、二〇七	一、九八八		
高興	四、一五三	七〇七	九三七			九〇七	一、六〇二			
浦項	二六、三九八	三九五	四、二四四			二、八〇〇	一七、九六六			
金泉	三九六					四八	二八五			
晉州	六七、一四	一〇三	一〇三	一〇〇		九、〇四〇	五、一八三	一、七〇八		
鎮海	三三、八五六	三、四〇二	四、六八四	二〇四	八四	二、七八六	一九七、九四四	一、九九三		
海州	一九、九二三	一、六三六	調査中			八、五九一	八、六五六	一、〇二八		道路堤塘調査 中
義州	四、三七二	一四二	一七	二六		一、五五六	二、三六五			
春川	八五、四九三	二四九	七四四			三八、〇八三	八四、四一七			
平康	四六、六八七	五九	三、九六	二、一五六		一四、〇八五	四九、五九四			

水道名	總面積	內						備考
		溝河	渠	堤	塘	路	公園	
咸興	五,二八二,二〇〇	二,九〇九,九四一	九,九四一	一,九四八	一,二二七	一,二二五	一,七五二	八四,八七七
清津	一四三,五八九	五,〇二二	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	一,一五五	三三,一〇三
羅南	一九,〇〇三	一,五三三	二,〇五三	五〇四	七,八六五	三,九八五	六七,一五三	一,五三三
會津	二〇,七八四	三〇七	三〇七	一,一六四	二,一七八	二,一七八	三,一九五	五,四四五
臺北	三九六,〇四六	一四,六〇六	一,一六四	九,〇五五	七三,一七四	二〇,一八五	二八八,六七一	八,七七六
基隆	四九一,一七一	三九,〇二二	四,五三三	二四〇	三九,〇〇〇	二〇,一八五	三九三,八八六	二九,四〇六
淡水	五三,一三六	二	三五五	一	一一	二五,一〇一	二五,〇三三	五,〇五四
臺中	四八,六六九	六八	六,四四五	一,〇三三	一九六	四〇,三六七	一	一
彰化	一五,二二一	一	八六六	一,一六四	一三,一九一	四〇,三六七	一	一
臺南	一一九,二二八	二二	三,〇五七	一,四一〇	三三,四四一	三九,六二二	三三,九三三	八,七六三
嘉義	四八,八六六	九五三	二,二四一	七九六	一,〇〇九	三三,七九〇	四四三,〇三八	一
高雄	九八,六七四	七,一九二	一三,〇四四	一四,四八三	一,五六〇	六〇,三七六	一,八〇〇	二二〇
屏東	五七三,七五三	一	一	六九一	五,四六五	二四,〇六七	一,五〇九	五,四三〇
花蓮	一九,九〇六	八二	一,三三二	一四五	四,八一七	四,八一七	一一,五〇九	二,一三三
台東	三七八,〇〇五	一,九八七	二五,〇八八	九,二五三	一,三三三	二五,四九二	一七,一七〇	四三,〇一四

河川溝渠道路
堤塘等調查不
能合計二〇
一四ア
一ル

水道名	總面積	內						備考
		溝河	渠	堤	塘	路	公園	
旅順	六四,八五五	不明	不明	三九九	四〇九	一九,二三二	三九,七四三	五,〇八二
金州	八三,一五五	六,〇六九	三,六七七	一,九三九	一,九三九	八,〇六九	五八,一九	五,二五二
荒井	八五五,五二二	一一,〇五三	四,六四三	三,九三三	一七〇,二〇〇	一七〇,二〇〇	五四,三五九	五七,八八三
町川	三六六,四四五	五,三九九	二,六二九	一,三三三	一〇,一四三	一〇,一四三	一五五,三七	二九,二二五
江村	二二,六六四	二七三	一,五〇七	二六〇	九,八七四	九,八七四	一	四六二
町川	二四,六六四	二七三	一,五〇七	二六〇	九,八七四	九,八七四	一	四六二
沙河口	二四,六六四	二七三	一,五〇七	二六〇	九,八七四	九,八七四	一	四六二
瓦房店	四四,六六三	五,九四六	七〇三	三	三	八三一	二〇,六三二	八,七八四
熊岳城	一三,〇九〇	四三	一三	三	三	一,八三六	一,八三六	八,八八五
蓋平	一四,三三〇	六三	八〇六	三	三	二,一六九	一,八三六	八,八八五
大石橋	三〇,二四三	二八三	四二三	七〇	七〇	八,六九〇	一五,五一四	四,三七七
海城	三三,四七七	八二〇	八,二六一	二六	二六	六,三五一	一三,二八九	三,五五二
鞍山	六〇,六四九	一,二七四	三,四九七	一〇四	一〇四	七,三九一	四〇,八二五	六,八九七
遼陽	二六,三二〇	一	六六三	一	一〇一	一〇一	一	二七,五四四
蘇家屯	八六,三〇〇	一	一,一五六	一	一	二〇,九五七	二七,〇七一	二七,五六七
奉天	六二,六七四	三三〇	一,〇〇六	二九一	二九一	四,七六八	二七,九二七	二七,九九一
鐵嶺	七五,九五三	三〇六	六,〇〇〇	七七一	一八一	四,二八四	一三,九九七	九,四四四
開原	三三,二八二	八〇三	七,三〇六	七五三	六二	九,五八一	一五,六九三	一九,〇八四
四平街	六六,五九四	一九	五,一八〇	六二	三三四	二七,四八三	三,七二〇	二九,二二〇
公主嶺	四,〇四三	八	一七五	九九	一九	二,九九二	七四九	一

水道名	給水区域内總戸口		給水戸口		同上比較 百分率	給水區域 内道路延 長	水管		備考
	戸數	人口	戸數	人口			延長	同上比較 百分率	
室蘭市	10,353	51,525	5,991	25,620	48	82,205	3,759	6	給水人口ハ一 戸當四人五分 ノ割合ニヨリ 推計シタルモ ノチ掲ケ
釧路市	8,535	42,504	3,668	17,966	43	84,025	5,157	6	
八王子市									
目黒町	2,357	55,839	3,638	16,371	29	109,230	4,024	4	
澁谷町	2,526	123,253	1,613	8,672	7	80,176	12,435	1	
青梅町									
峰山町	939	4,235	430	2,148	4	18,080	4,651	2	
堺市	25,491	127,269	7,459	81,705	39	161,901	22,646	7	
横須賀市	24,203	124,269	15,283	61,956	35	170,344	17,856	7	
川崎市	18,236	82,879	13,125	60,330	33	207,058	26,600	3	
尼崎市	9,995	47,987	8,535	40,873	28	66,033	36,536	5	
明石市									
西宮市	8,292	37,144	5,488	27,410	26	106,500	61,946	5	
高砂町	2,500	13,143	1,400	6,835	7	43,446	12,082	2	
長崎市	町外 2,500 町内 9,941	4,388	3,255	1,325	5	36,903	26,257	6	
佐世保市	2,753	13,561	1,730	9,333	6	14,941	6,329	3	

水道名	給水区域内總戸口		給水戸口		同上比較 百分率	給水區域 内道路延 長	水管		備考
	戸數	人口	戸數	人口			延長	同上比較 百分率	
新潟市	23,600	121,895	17,953	82,970	27	88,636	59,240	26	前年ニ比シ給水區域内 ノ戸口及道路延長率 ノ増加シタルハ新村合 併ノ爲メナリ 水戸市水道ハ 市ノ一部ヲ以 テ給水區域ト ス
長岡市	10,117	54,422	2,636	14,744	26	70,909	75,849	6	
高田市	5,575	30,656	1,496	不詳	7	53,269	36,569	6	
新發田町									
前橋市	2,766	60,633	7,955	34,411	27	297,552	39,179	3	
高崎市	2,498	22,066	2,109	10,436	9	76,080	14,254	9	
沼田町	3,033	14,889	2,996	14,130	9	68,364	13,635	3	
水戸市	16,033	74,677	10,033	49,639	23	184,733	60,455	3	
宇都宮市									
奈良市									
津市									
豊橋市									
濱松市									
伊東町									
熱海町									
甲府市	16,087	76,938	14,762	70,498	26	126,405	48,687	3	
谷村町	1,548	7,495	1,498	7,415	9	48,649	10,559	3	
大津市									
長野市	14,006	72,097	7,754	53,174	27	110,918	33,110	8	

水道名	給水區域内總戶口		給水戶口		同比較		給水區域内道路延長	水管延長	同比較		備考
	戶數	人口	戶數	人口	戶數人口	戶數人口			百分率	百分率	
松本市	一三,五三一	六七,四〇〇	六,四八八	三三,五七〇	四八	四八	一七三,三〇〇	六五,三〇〇	元	元	
上田市	六,六三三	二九,九八八	四,九七四	二二,三三九	七五	七七	五〇,七七七	三〇,三三八	六〇	六〇	
上諏訪町	四,三四四	二〇,七四六	三,一四六	一四,五七四	七四	七〇	一七〇,四七三	三二,八二二	一九	一九	
仙臺市	二七,八八七	一四一,一二七	一三,七四五	七五,六〇八	四九	四九	一八八,五四三	一四四,六七七	九一	九一	
鹽釜町	二,五八一	一三,九〇五	二,五〇〇	一二,〇〇〇	九七	九七	一,三三七	一四四,四五〇	三二	三二	
福島市	七,六五〇	四四,〇七〇	五,〇九七	三三,〇五〇	六七	六七	一三八,三三六	四三,四五〇	三二	三二	
若松市	八,六四五	四六,六四九	七,七〇九	三〇,八一九	六六	六六	三〇一,七二五	三三,一五三	二	二	
郡山市	四,六二七	二五,八六八	三,五四三	二〇,五四九	七七	七九	三〇,一三二	二,五三五	三	三	
平町	二四,九六七	七七,六三三	一四,三四五	七,七二五	九六	九二	四九,九六〇	七四,〇八九	一四八	一四八	
青森市	一,五〇〇	七,三三六	六四六	三,四三三	四三	四三	八九,九二四	六六,七六四	七	七	
五所川原町	一〇,七九九	五八,九三六	五,二一九	四四,一四二	四九	四七	九〇,四九六	六六,六一九	七	七	
山形市	一四,一四九	六〇,四五九	八,五八七	四五,五三九	六二	七五	九〇,四九六	六六,六一九	七	七	
秋田市	七,三三五	三八,九七七	六,〇八〇	三三,三五三	八三	八三	六六,八七一	四二,〇七六	六三	六三	

水管及道路延長ハ目下精算中ニ付確定セズ

水道名	給水區域内總戶口		給水戶口		同比較		給水區域内道路延長	水管延長	同比較		備考
	戶數	人口	戶數	人口	戶數人口	戶數人口			百分率	百分率	
米子市	六,九〇三	三二,六九六	二,六七八	一二,〇五一	三九	三八	七五,六〇五	二八,九九三	元	元	
松江市	九,四九九	四三,六二三	八,二八三	三八,五二六	八八	八八	七〇,六六七	四五,九八〇	六三	六三	
岡山市	二六,二四二	一五五,〇七一	二二,六〇三	一二九,一五八	八四	一〇三	二〇,九二六	二〇,九二六	五	五	
倉敷市	五二,七四三	二二一,六六八	五〇,六二五	二〇二,一九三	九六	九六	三八〇,三七五	二二〇,四三五	五	五	
廣島市	七,〇九五	三七,一四七	三,六九四	一八,四七〇	五三	五〇	七六,六一〇	二二,二九四	元	元	
尾道市	七,五七六	三五,八〇〇	二,八八六	一二,九八七	三八	三五	一〇三,七四〇	四〇,六〇五	元	元	
福山市	一九,〇八七	八五,八九一	一五,五八	七七,五九〇	八二	九〇	二六三,九八〇	六〇,三五六	三三	三三	
下關市	一五,二七一	五三,一三三	四,八四九	二〇,七三五	三三	三三	一〇八,五二四	三九,三四七	三六	三六	
宇部市	二四,九五五	一〇八,三九五	八,一七八	五〇,〇七八	三三	四六	二四九,四九〇	九九,七二〇	四〇	四〇	
和歌山市	一八,三二五	八五,三〇四	八,一一二	三七,六四三	四四	四四	一九一,五四〇	一〇三,八九九	五四	五四	
徳島市	一六,四三八	七五,九八八	五,六二七	二六,〇一六	三四	三四	一七八,八七八	七六,五八三	四三	四三	
高松市	五,五九六	二四,三二二	二,八〇五	一二,九八一	五〇	五〇	三八,九一〇	二八,一三三	七二	七二	
丸龜市	八,七三三	四〇,〇六六	三,二六五	一四,七一九	三七	三七	四九,四八八	四二,八五六	八七	八七	
宇和島市	二〇,七九五	八九,七八八	五,一一九	二五,五九五	二五	二九	九九,五〇九	七,〇七八	七	七	
高知市											
福岡市											
久留米市											

給水人口ニハ陸軍及刑務所ノ人員等ヲ含メ但シ通勤者ハ人ニ計算ス